

平成22年度 第2回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成22年11月17日（水） 13：30～

場 所 長野県庁西庁舎 301号会議室

1. 開 会

○事務局（油井副主任専門指導員）

定刻となりましたので、ただいまより、第2回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。私は本日の司会を務めます技術管理室の油井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席委員さんでございますが、小林委員さん、千賀委員さん、高木委員さんが、ご都合によりまして欠席でございます。また、今、長瀬委員さん、原委員さん、柳澤委員さん、ちょっと遅れるとのご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げたいと思います。

なお、入江建設部長ですが、所用のため、途中から出席をさせていただきたいと思います。後ほど、ごあいさつ申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、資料確認をさせていただきたいと思います。今回配付する資料につきましては、前回お配りいたしました資料1から3に加えまして、資料4といたしまして、第1回評価監視委員会及び現地調査における質問事項等への説明というものが、資料4としてございます。これがA4判2枚でございます。それからA3判の横長で、質問事項に関する補足説明資料、それから資料6、差し替え資料、そして最後にA4判の分厚い資料でございますが、資料7、費用便益算定マニュアルというのをお配りしてございます。過不足等ございましたら、お申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは福田委員長様、司会をよろしくお願いいたします。

2. あいさつ

○福田委員長

まだ、遅刻の方がいらっしゃいますけれども、始めたいと思います。

議事録署名委員なんですけど、順番で名簿順でいきますと芹澤委員さんをお願いしまして、お二人の出席状況によって、あともう一人は考えたいと思っております。

審議に早速入りたいと思うんですが、皆様も現地調査はお疲れさまでござい

ました。見ることによって、現場の状況というのがわかったと思うんですけども、それによって事業のあり方というか、継続、一時休止といったことを検討してまいりたいと思います。

審議に入る前に、2点申し上げたいんですけども。審議の仕方といいますか、それは過去の委員会でも相当議論してきたことなんですけれども、昨年、委員会でいろいろ提言したことに対して、県のほうからその対応方針という答えが出ています。言っぱなしではなくて、その後、どう対応したかということについて、例えばなんですけれども、安曇野地区の関連事業がございました。そのときの設計です。かさ上げ区間というのがあって、ここはかさ上げするのはおかしいのではないかとということで委員会のほうで提言を出しまして、県にそのあと議論いただいて、かさ上げについては実施しないというようなことになったわけです。

そのほかにも、例えば国道144号でしょうか、第2区間、第3区間とありましたけれども、第2区間までは何とか規模を縮小してルートで、二車線でやるのですけれども、第3区間については山を削るので、もしかしたらこれはルートの変更なり規模の変更なり、相当見直さなければいけないということを申し上げたんです。地元の要請というのが相当強いということもあるんですが、委員会の意向として、それは見直してとなり、逆に委員会の提言をもって地元に入っていくというようなことも伺っています。

委員会で話し合っ、その成果を地道に出してもらえる形になっていますので、そういった点、今年もかなり厳しくやっていただけたらと思います。

そしてもう一つは、今、国のほうでも行政刷新会議をやっていますけれども、廃止とか縮減とかがもう当たり前なんです。長野県はコスト縮減について、長いことこれをやってかなり進んでいます。県としても全国で初めてゼロ予算みたいな形を入れたりしています。こちらの委員会ではさらに、同じコストの中でただ縮減というだけでなく、ではそのコストをもってさらに何ができるかといったことも技術論にプラスして、どんどん皆さんに言っていただくという形で、今年もよろしく願いいたします。

3. 議 事

(1) 平成22年度公共事業再評価について

1) 建設部所管事業

- ・通常砂防事業
- ・地すべり対策事業

○福田委員長

それでは早速、審議に入りたいんですけれども。平松先生が途中でお帰りになってしまうということなので、砂防とか地すべりとか、そちらのほうから先にご説明いただきたいと思います。

最初に前回の質問に答えていただいて、という順序でお願いいたします。

○事務局（長井砂防課長）

砂防課長の長井でございます。お世話になります。よろしく願いいたします。また先日、現地視察に参加していただいた委員の皆様、本当にありがとうございました。山の中まで来ていただきまして感謝申し上げます。では、座って説明させていただきます。

1件目、通常砂防事業、臼川についてご説明を申し上げます。まず最初に、資料4のリストの中の一番最初、共通のところがございますが、費用便益算出マニュアルを見せていただきたいというお話がございましたので、そこに資料7ということで、大きな束がついておりますが。はずしていただきますと、資料7-4というものが、この砂防事業関係の土石流対策事業の費用便益分析マニュアルでございます。平成12年ですので、建設省河川局砂防部から出ております。

表紙をめくっていただきまして1ページ目をごらんいただきますと、土石流対策事業の効果ということで、枝分かれした図が下のほうに載っておりますが、このように体系づけられておりまして、直接的な効果、間接的な効果などがありますが、このうち、一番上の直接的な被害軽減効果、5項目、家屋被害、耕地被害等5項目ございますが、この5項目を今回のB/Cで計上をさせていただいております。そのほかの、間接的な被害とか地域経済に及ぶ効果等は、もちろん砂防事業においてもあるのですが、ちょっと算出方法がまだきちんとしていないものですから、今回は入れていないという状況です。

それから、算出方法につきましては結構複雑なんですけど、この同じマニュアルの14ページから解説がしてありまして、それぞれ、家屋であるとか家財であるとか、それから人命等についての、どういう計算で出すかということも書いてございます。また、ごらんいただければというふうに思います。費用便益算出マニュアルについては以上でございます。

続きまして、臼川につきまして個別にいただいております件につきまして、順次ご説明申し上げます。

資料-4の表の下のほうですが、通常砂防臼川ですね。まず①、各図面でスケールを入れるようにということでございましたので、お配りしていますA3の資料の資料6ですが、その資料6-4というところから、改めまして図面の

ないものも含めまして、一式つけさせていただいております。地図等にすべてスケールを入れさせていただきました。ご参照いただければと思います。A3横の資料6-4ですね、白川の資料。1枚目、2枚目、P4-1、2は図はございませんが、例えばP4-3、右側をごらんいただきますと流域概要図が載っておりますが、スケールを入れさせていただいております。縮尺につきましては、ちょっと縮小コピー、拡大コピー等をしているもので、中途半端な数字になるものについては、スケールのみとさせていただいております。ご参照いただければと思います。よろしいでしょうか。

続きまして2点目、②ですが、全体計画の資料を、ということで、基本的な土砂量とか施設の効果量も含めてということで。それにつきましては、資料5の16ページですね。そこに資料5-5というものがついております。

その上側のほう、1番に、土砂整備率についてということで書いておりますが。この白川の流域につきましては、流域の中で整備をしなければいけないといいますか、害を及ぼすので調節をすべきであるという土砂量を要整備土砂量と言っておりますが、43,950m³ございます、基準点におきまして。

それに対して、今回の白川の砂防堰堤で、矢印の右側の四角に、今回、整備土砂量と書いていますが、42,120m³の土砂がコントロールできるということで、堰堤1基で整備率が95.8%ということで、この堰堤1基のみの計画というふうになっております。

図面が次の17ページに載っておりますが、17ページの図の右手寄りに三角形がございますが、これが谷の出口といいますか、ここから出てきた土砂の氾濫が始まるということで、土石流基準点としております。ここを基準にどれだけの土砂が下流に行くかと、それをどのぐらいとめるべきかという計算をしておりまして、先ほど申し上げた数字が、この基準点における数字になります。堰堤の1が、少し上のところに棒状のものが書いてありますが、ここに堰堤を整備することで、95.8%の土砂がコントロールできると。多少この余った流域がございますので、その部分については無害であるということで、この計画のみ、1基のみということになっております。ちなみに、堰堤位置におきましては100%を超えておりません、ちょうど上流から出てくる土砂に見合うようになっております。

続きまして③、リフレッシュパークあおきに関する資料を用意していただきたいということで、利用形態とか経営状況についてですが。同じ資料、資料5の16ページの2のほうですけれども、そちらに書いております。施設及び青木村役場から聞き取り調査を行いました。

(1) でございますが、運営等についてですけれども、青木村から上小森林組合に管理運営を委託しております。その他、県からの補助金は一切入って

ないということです。それから、施設自体はふるさと創生1億円でつくったということだそうです。

それから(2)ですが、お客さんの数ですけれども。これは有料の、お金を払って入ったお客さんの数です。無料のほうは把握をしていないそうで、例えばアスレチック、フィールドアスレチックなど、公園的なところは勝手に入って勝手に遊んで勝手に帰れますので、そのあたりはちょっとわからないということで、お金を払って釣りをしたりとか、そういった方々の人数を(2)の表に書いております。大体1年間、1万人ぐらいですね。参考までに、(3)のところに営業期間が4月から11月なんですが、月別の利用者数、これも有料の利用者数ですが、つけさせていただきます。

それから次の項目ですが。資料4の表でいくと、裏面になりますが・・・これは地すべりですね。砂防については以上でございます。まずは臼川だけでよろしいですね。

ご依頼いただいた件は以上でございます。よろしく願いいたします。

○福田委員長

追加の答えをいただいたんですけれども。現地調査を見てきたことも含めて、何か今の回答のことも含めて、ご質問、意見等ございますか。

○平松委員

よろしいですか。幾つか確認したいことがあります。まず順を追ってしたいと思うんですが。費用便益について、先ほどご説明がありましたけれども、土石流対策事業のマニュアルで、幾つか直接被害、間接被害、その他もろもろの被害がありますというようなことを示されていたと思うんですが。

やはり、今でも直接被害軽減効果のみの計上ですか、何十年も前からやられていたように。

○建設部 長井砂防課長

そのとおりです、直接被害のみにしております。間接もあるのは間違いないんですが、現時点でちょっときちんと分類して出せていないということで、入れておりません。

○平松委員

なるほど、それは通常の慣例に近い、全国的なことだと思うんですけれども。

どうしても、昨今の状況を見ていると、B/Cという数字だけがひとり歩きしているというくらいが非常に強いんですよ。それで砂防事業をやるところと

というのは、そもそもB/Cでできないところを対象として何とか保たれてきたというのが現状なんですね。

ということは、その直接被害は当然、出てくるというのはわかるんだけど、そのほかもろもろの大きな効果、隠れた効果というのがあるはずなんですよ。例えば地域振興効果とか、出稼ぎ防止効果とか考えられます。だから、もうそろそろ砂防事業もそういうところに目を向ける時期に来ているのかなと思います。簡単に産業連関表があれば求められるという効果もありますので、そういうのをちょっと視野に入れられたほうが、ありがたいというか、すごく周りに対して説明がしやすくなると思います。公に出る数字は直接被害軽減効果だけでもいいんだけど、そのほかにいっぱいあるんだというのを、もうそろそろ大きな声で言う時期に来ているのではないかと思います。これは私の意見です。

この他、整備率の件で、ここで確認しておきたいんですが、土石流基準点、今、お示しいただいたんですが、この保全対象というのはいくらなんですか。

○建設部 長井砂防課長

保全対象のほうですね、すみません、別の図になってしまうんですが。この資料5の17ページでいきますと、その下流にある集落なんですけれども。よろしいのは、資料6-4のP4-3ページを見ていただくと・・・

○平松委員

このリフレッシュパークあおきなんかがある。

○建設部 長井砂防課長

そうです、下流の集落のあるところが、ちょうど土石が行くということで保全対象になっております。

○平松委員

要は、土石流基準点ということは計画基準点じゃないですか、そこから保全対象がすごく離れていて、非常に奇異な感じがします。一般的に、土石流基準点を設けるのであれば、もっと下流に持っていくべきと思いますが、あえて上流のほうに持ってこられた理由は何でしょうか。

○建設部 長井砂防課長

この三角を打ったところは、ちょうどやはりV字谷から開けるところでして、集落は始まるんですけれども、河岸段丘みたいになっていて、川がちょっと深

いところにあるものですから直接被害を受けないということで、保全対象がすぐ下流にないという状態なんです。

やはり谷、V字谷といいますか、深い谷状のところから開けるのはこの三角形の地点なので、この点にさせていただいたということです。

○平松委員

わかりました。谷の出口だということですね。なかなか厳しいなという気がすごくしますが。

ちょっと惑わされてはいけないなと思うのは、この土石流基準点での整備率が95.8%になっていますが、下流のリフレッシュパークあおきを含む、この保全対象がすべてみんなOKになるというわけではないんですよ。というのは、この土石流基準点の下流部からかなり土砂が、有事のときは多分生産されるだろうから、一番大きなところを止める計画だというふうに理解していいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○建設部 長井砂防課長

おっしゃるとおり、ほかの川からのものというのは、これこの基準点には入っておりませんので、ほかの川、いろいろな優先順位、その荒廃状況、崩れ方とか過去の災害の履歴とか、そういったものでこの臼川というものにターゲットを置いているわけですが。

おっしゃるとおり、ほかの川から出てこないというわけではありませんので、その辺は状況を、現地の状況を見ながら対応していかなければいけないと思っております。

○平松委員

わかりました。ありがとうございます。確かにここで現在進行中のこの堰堤は、私にこのエリアの中で、一番効率のいいダム地点を決めてくださいと言われたら、私も迷わずここを選ぶと思います。つまり、この地点は、非常に効率のいい場所なんです。そういう意味では全然問題はないけれども、ただ、この委員会の皆さんが誤解されてはいけないなということで、ちなみに私のほうから聞いたということです。ありがとうございました。

○福田委員長

ほかに意見とか質問というのはございますか。

資料の出し方とか、平松先生から指摘いただいたように、キーワードというのは優先順位。この2つの事業を見るときに、コスト縮減でこれが正しい、間

違いないという見方よりも、自然条件上いろいろな場所がある中で、一番大きなところを食いとめること。優先順位でここなんだということが、一番重要な部分なのかと。この事業の是々非々で言うと、今回、追加資料で出ている4-6とか4-7とか被害状況がありますけれども。あちらは昭和34年に次ぐような大きな被害というのが平成22年で起きているわけです。でも、災害はいつ起きるかわからない。テレビなんかでも、百年に一度とかのためにという議論というのがあるんですが、たくさん発生する場所の中でもここなんだという、その考え方が、一番最初のこの資料に出てくるのが重要なんじゃないかなと思います。プライオリティの発想というのは非常に重要だと思います。

ほかにございますか。

○平松委員

今、委員長にうまくまとめていただいたんですが。そのプライオリティがなかなか見えてこないのはなぜかという、土石流基準点を上流に設けすぎなんですね。リフレッシュパークあおきあたりの場所に、計画基準点を設けるとより明確になると思います。それで、この流域全体の対策をやりたいんだと強調し、その中で、なけ無しのお金、限りある財源の中で、一定量投入するにはどこが一番効率がいいんだらうという形で、補助基準点、この土石流基準点というのは、多分、補助基準的な位置づけになると思うんですが。この場所にダムを作ったら一番効率がいいと、ボーリングも一番少なく済むし・・・、という流れをつくっていただいて、その流れに沿って説明していただけると、多分、皆さん、ああそれは必要だというふうに思われるのではないかと思います。私はこの工事自体は重要だと思います。

○福田委員長

ほかにございますか。

質問とか追加のものとかございませんようなので、それですと「見直して継続」ということで、コストを縮減してという中でこの事業を進めるということではよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なし。

○福田委員長

ありがとうございます。では、これはそのとおりに進めます。

○平松委員

ちょっと私ばかりで恐縮なんです。流木対策というのはどうなっているんでしょうか。昨今、抱き合わせでやれという話になっていると思うんですけども。

○建設部 長井砂防課長

流木、流れてくる木の対策ですね。実は資料をお付けしていないんですが、この土砂量の中に流木量も入っております。計画、大雨のときに流れてくる木の量を計算しておりまして、それもあわせて、この便宜的に土砂量の中に入れてさせていただいております。

○平松委員

ということは、その捕捉自体は流木止め、多くのものをつけるということですか。

○建設部 長井砂防課長

流木とか、その土砂量に対して流木量が多い場合は、流木止めをつけるんですが、ここの場合はそれほど流木量が、土砂量よりも流木量が少なかったために、流木止めをつけるほどではないと。通常のクローズの状態でもとめることができるということで、流木止めは入れておりません。

○平松委員

わかりました。ありがとうございました。

○福田委員長

ちょっと最後に、もう一回、しつこくなんですけれども。この4-1、これは県の方に申し上げたいんですけれども。判断根拠というのがあります。このシートも昨年から相当直してきたんですけれども。説明を何のためにするかというシートですね。長野県では急峻な中で、砂防事業というのは縁が切れることがなくて、いろいろなところから要望が起きていると。でもその中で、プライオリティとしてここから、さらにコスト縮減をしながらやっている。

そういったことが判断根拠の説明にないと、非常に理解ができないというか。事業が、ただ、無駄だとか、理解ができないということになってしまう。ですから、そういったことを誰に説明するかといったときに、委員会に1個の事業をデータの的に説明するのではなくて、やはり県民とかに説明するようつもりで、来年からは資料をつくるやり方をさせていただきたいと思います。よろしく

お願いします。

○石澤委員

今年は黙っていようと思ったんですけれども。平松さん、先ほどのその被害の始まりのところ、私、リフレッシュパークあおきに近いほうもやはりいいかと思うんですね。最初に見たときに、随分と遠いなという印象がありました。

そうすればの話なんですけれども、この臼川というのは水系としては何水系なんですか。

○建設部 長井砂防課長

川の名前は、大きい意味では千曲川ですけれども・・・そうじゃなくて、この臼川の合流したあとの川の名前、宮原でなくて、宮淵川ですか。

○石澤委員

そうすると、ここは臼川という題名になっていますけれども、「宮淵川水系におけるとか」でうたえば、リフレッシュパークあおきとして使うというつけ方はできますね。

○建設部 長井砂防課長

そうですね、まさに平松先生がおっしゃる、そのリフレッシュパークあおきの手前のところに三角形、基準点を持っていくとすれば、まさにこれは宮淵川にあります。リフレッシュパークの先で沓掛川に合流しますので、そういう、先生おっしゃるような形になります。

○石澤委員

その宮淵川だけだと、臼川というのはなかなか出てないので、水系とかをつけたほうが少し、間にぼかして、そのほうがいいかなというふうに単純に思いました。以上です。

○福田委員長

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

○松岡委員

私も言わないでおこうと思ったんですが、すみません、ちょっとだけ。

先ほどのマニュアルのところでもそうなんですけど、まだ1の直接的な被害しかやっていないと。やはり長野県は、山林を資源としても、うんとこれから他

県に先がけて評価していくと、そういう責任というか何というんでしょうか、立場というのがその辺にあるのではないかと。

例えば一番下のほうの、地域経済による効果とか、その山地、森林保全効果と、県なんかやあって、日本の山林というのは非常にリフレッシュの宝庫でもあるし、当然、水源としても非常に重要な役割を果たしているわけです。そういうところへ、ここで言うべきことかどうかわかりませんが、例えばこういう時代になってグローバル化してきますと、外資系の企業とかそういうのが、水源利用で買って、もうそういう動きもあちこちであるわけです。そういうところをいつまでも、ただ何もしないで見ているというのではなくて、日本人は自分たちの、一見、材木としては役に立たないような山であっても、水源であり遺伝子であり、畑もそうかもしれないが、そうした地域の全体を考えてこの山地森林保全のためにやってくるんだと。

そんなところを、外資があさって投機の対象にしてほしくないというような、そういうところをそろそろ長野県も打ち出す一番最初の旗振りになってもいいのではないかとということで、いつまでたっても、下のほうのところの評価が難しいというのではなくて、いろいろ、ある程度プラスの評価になることは絶対確かですので、何らかの形で、林務のほうとか、砂防のほうとか、それから河川のほうとか、それぞれ共通のテーブルについてこうした治山工事というもつとちゃんと評価して、このころからも、それ以前からもやっているけれども、具体的に評価し出したというのもそろそろ歩みを始めてほしいと、そういうふうに思います。

○福田委員長

おっしゃるとおりだと思います。ほかにございますか。

それでは、この通常砂防事業につきましては県案どおりということで、「見直して継続」ということでまとめたいと思います。次をお願いします。

○建設部 長井砂防課長

続きまして砂防課から、地すべり対策落合につきましてご説明申し上げます。

まず地すべりのほうもマニュアルのお話ですが。資料7-5というもので、地すべり対策事業の費用分析マニュアルをお付けしております。

砂防と基本的な構成は同じなんですけど、表紙をめくっていただきまして、1ページに体系が載っております。砂防と同じ体系になっています。やはり一番上の直接的な被害軽減効果、家屋からこの人命までのこの5つについて、今回ベネフィット、Bを計算しております。計算方法については、14ページから解説が載っておりますので、またごらんいただければと思います。

それから、いただいておりますご質問というか、宿題につきましてですが、資料4の裏側のほうですが。一番上、3ついただいております。

①ですが、P5-5、地すべり対策の効果がよりわかるよう、もっと以前の観測データを入れるようにということで、ちょっとグラフのタイプは違うのですが、よりわかりやすいと思って資料5の19ページ、資料5-6と右上に書いてございますが、こういった形でお示しをしました。これは観測を始めてから、毎年の1年間の累計値をプロットしたものです。観測開始時点から始まって、対策工事をやっているときは薄く赤で塗っております。ごらんいただきますと、対策工事をやったことによって、動きが収まっているということがおわかりいただけるかと思えます。

それから②ですが、全体の地すべりがどんな方向に動いているのかというお話でしたが。次のページ、20ページに示しておりますが、移動方向として、移動杭の観測であるとか、GPSの観測等を行っておりますが、この落合の地すべりにつきましては、この移動方向ということで矢印をしておりますが、おおむねこの方向、斜面、真下に向かって動いております。

それから③、保全対象、周辺施設、地すべり区域等を示した等高線が読める地形図を用意していただきたいということで、それが今の20ページで兼ねております。国土地理院の地形図を張り合わせてつくって、ちょっとコピーした関係でやっぱりちょっと等高線がつぶれてしまっているんですが、20ページのほうでちょっとわかりにくいかと思ひまして、21ページに部分的に拡大したものをつけております。

20ページも21ページも、地すべり地のあたりを水色で囲っているエリアがありますが、これは横湯川と竜王沢ですか、横湯川の合流点を基準点にした流域界を水色で線を引いておまして。前回の委員会の中で、スキー場なんかの水がどんどん地すべり地に流れ込んでいるのではないかというお話があったんですが。これ見ますと、地すべり地、ちょうど現地見学で行っていただいた発電所のあたりですが、このあたりがちょうど分水嶺になっておまして、スキー場の水は直接入っていないという形になっています。という形で、全体の地形をお示しをしました。

それからあと、ここに書いていないんですが、横湯川が直角に曲がっているのではないかというお話で、断層や何かあるのかなというお話が前回の委員会でありましたが。調べましたら、特に資料はありません、すみません。この20ページ及び21ページの図を見ながら、特に20ページがよろしいですね、20ページの地図を見ながらと思ひますが。横湯川という川が90度曲がっているように見えるんですが、見えるというか曲がっているんですけれども。どうもいろいろ調べましたら、もともとはまっすぐに近い形で流れていたのが、志賀山とい

う山が噴火して溶岩が流れて、川を押し込んだような形で、その結果、曲がっているということのようです、文献を見た結果なんですけれども。ということで、こういう形の川になっているそうです。以上がいただいたご質問等に対する答えです。以上です。

○福田委員長

現地とかいろいろ、今回の説明とかで何かご質問はございますか。

○平松委員

現地を見ていないので、いくつか確認したいと思います。今後、対象としましょうとっているのはC-2ですね。ということでよろしいんですね。

それで、C-2のブロックの動きを見ますと、その他のブロックの10分の1くらいになっているんですけれども。

あまり詳しくないのでお聞きしたいんですが、C-2のブロックに、対策工までやらないと致命的な事態が生じるんでしょうか、その辺の技術的な見解をお聞かせいただければと。

○建設部 長井砂防課長

C2ブロック、確かに19ページでいきますと、ゼロが一つ少ないぐらいの感じになっておりますが。いずれにしても、年間140ミリ等動いている実績が現にあるということで、このC-2ブロックが行っている先がC-1ブロック、対策工でやっと落ち着いているC-1ブロックでして、ここを押してしまうと、またどんどん順送りといいますか、全体がまた動き出しかねないということで、やはりこのC-2ブロックをとめないで、全体の安定には結びつかないということで、計画をしております。

○平松委員

ありがとうございました。何か致し方ないのかなという思いで聞いていたんですが。これが逆だったら、この黄色の区間が下流だったら全然強いということになるんですけれども、これ最上端なんで、もう一つ、その切迫性というか緊急性が今ひとつというふうに思いました。

それと、あとDブロック、この資料5-6の19ページにDブロックの値の変移の推移が書かれていて、平成12年から15年まで対策工を施すことによってもうほとんど鎮静化したということで、観測中止というふうに書かれていますよね。この理由というのはやはり、地すべり事業、こういう観測というのはかなり、メンテナンスとか費用もかかるんですか。

○建設部 長井砂防課長

そうですね。一応、概成した箇所は、計器による観測は基本的にはやめるような形になっていまして、この場合、動きがとまってから7年間、一応観測を続けて、その後顕著な変状がないということで観測をやめて、もし次、動き出したときは、また地形とか地表面に変状が出てきますので、それをまた、もし出てきたときはまた観測を始めることになると思いますが、現時点では一たん中止ということですよ。

○平松委員

わかりました。変位量、すなわち伸縮計からのデータということですね。

○建設部 長井砂防課長

GPSなどですね。

○平松委員

ちなみに移動量に関しては致し方ないかなと思うんですが。例えばこのほか、たくさん計測されていますよね。例えば地下水位とか。地下水位なんかも鎮静化すると、もう観測中止になるんですか。

○建設部 長井砂防課長

そうですね、地下水位なんかも測っていないです。

○平松委員

そうですね、何かちょっともったいないという気がするんです。というのは、再移動というのも十分考えられるので、これはせめて地下水位ぐらい当たっていれば、例えば対策工、集水井、幾つかやられていて、横ボーリングして、それで地下水位が下がったと、移動も収まってくるというのが、その流れだと思わうんですが。

今後万が一何かの拍子で動き出すであろうときに、地下水位観測をずっと継続していれば、ここはちょっとやばいかもという判断材料になるのではないかなと思うんですね。

○建設部 長井砂防課長

地下水位は、このDブロックの場合はもう測っていないんですが。あと、その集水井から出てくる水の量自体はトータル、合計ではあるんですが、それは

測っております。

○平松委員

そうですか、それはもうずっと測られて。

○建設部 長井砂防課長

施設がある限りにおいては、合計ですね、みんな集めてきた、末端ですけれども、それは測っております。

○平松委員

わかりました。それで、なかなかこういう事業で難しいと思うんですが、その合計量を測るといっても、例えば急に少なくなるというのも当然あるんですよ。というのは、このブロックの中に、水路の中に土砂等が流入し、そこでせきとめてなかなか排水不良になり、観測の致命傷になるようなところを、よくあちこちで見かけます。

メンテナンスも十分やっていただく必要があると思います。これこんなにお金をかけて、何十億円もかけて、それでもう鎮静化したらすべて終わりというのは、やっぱり問題だと思います。

○建設部 長井砂防課長

集水井等の施設につきましては定期的とまではいきませんが、ちゃんと詰まっていないかとかを見て、たまに掃除をしたりとかをするようにしております。

○平松委員

もう1点だけいいですか、現地を見てもいないのにいろいろ質問をして申しわけないんですけども。今回のこの事業の便益なんですが、保全対象というか、守るべきものを、もう一度、教えていただけますか。

○建設部 長井砂防課長

守るべきものは、資料5の20ページ、資料5-7に、下流のほうに氾濫想定区域というふうに黄色く塗っておりますが、こちらが守るべき対象になります。要は地すべりが移動して、横湯川をせきとめて天然ダムをつくって、土石流が発生した場合にここが被害を受けるということで、洪温泉とか、そういったところが保全対象です。

○平松委員

わかりました。ありがとうございました。ということは、これは通常の動きではなくて、末期的な地すべりで一気にドカンといった場合ということですか。

○建設部 長井砂防課長

まあ一気に、そうですね、一気にいうか、ある程度動きが活発になれば川をせきとめることになると思いますので。

○平松委員

わかりました。ありがとうございました。

○福田委員長

ほかにございますか。ないようですので、私から。GPSについて現地を見ただんですけれども。事業自体は国の補助事業なんですけど、GPSの設置なり、そういった観測なりといったものについては国の予算は入っているんですか。

○建設部 長井砂防課長

国の補助でやっております。2分の1が国のお金です。

○福田委員長

県が半分ということですね。全体にそのGPSを設置してとか、観測してとあるので、大体いくらかぐらい経費がかかるんですか。

○建設部 長井砂防課長

箇所あたりですか、設置にかかるお金ですか、観測と両方ですね。ちょっとすみません、手元にないので、また算出させていただきます。

○福田委員長

例えばそういうものは、GPSというか、これ観測事業とかという別の形で出ているんですか、どこから出ているんですか。

○建設部 長井砂防課長

観測業務として業務委託をしておりますので、そのお金は、今、すぐ手元にないので、ごめんなさい。

○福田委員長

管轄は同じですよ。その金額とかにもよるんですけれども、地すべりの総

合対策事業みたいな形になったときに、「総合対策」とは一体何かということが必要になってくると思うんですね。実際、地すべりが起きてくるとなりますと、水の量を測っていますということだけでなく、委託をして、GPSというものを導入し、科学的に非常に見えてくるデータというのはとっている。そこにもお金がついているわけなので、データを何かに役立てているとか、その経年変化の研究なり、いろいろ蓄積を今後の災害の何かの分析に使うとか、そういったことはされているわけですか。データの公開というものは。

○建設部 長井砂防課長

データにつきましては、積極的にホームページで公開とか、ということは今の時点ではやっておりません。特に秘密というわけではないんですが、出しておりません。もし、当然お使いになりたいという方がいらっしゃったら出すことが可能なデータなんですけれども。

○福田委員長

それは、現地でもちょっと簡単に言ったんですけれども、お金が入って、それでデータが精緻にとられていてということで、長年、観測して変化がなければ止めるというのもあるんですが、データを公表していないということに、私はかなり問題を感じているんですね。

公表していないというのは、別に隠すとか、そういう意味は全くないと思うんですけれども、何が問題かといいますと、県民の皆さん、あと地すべり地域やその下流にいる皆さんが、これだけの地すべりが起きてきているということを見てデータを見ないと認識できない。例えば大きな災害が起きて、事故が起きてといったときに、結局行政が何もしていないじゃないか、やってくれていなかったじゃないかということになってしまう。結局は、公開というのは、今後県民の自分たちを考える、守るということの意識の啓発にも大事なことです。確かに公表は難しいです、こういった図とかは。けれども、図を簡易にして、ここの事業をやることによって、これだけのお金でやることによってこれだけの地すべりが少なくなっていますと。それとともに、皆さんも自分の身の安全は自分たちでまず、ゼロから考えるということから考えていかないと、今後だんだん災害というものが大きくなっていることもありますので、何でもかんでも行政、例えば災害を止めてもらえるというものではないと。ですから、あえてデータは公表して、地域と共に今後のあり方を、ぜひ考えていただきたい。

もう一つは、その公開のあり方。せっかくとったデータを今後どうするのかといったときに、今、下水なり上水道というのは自治体が技術やノウハウを持っています。アジアにそういう技術を売りに行くというのは、民間ではなく、

自治体なんですね。水道事業でしたら北九州とか横浜市がもう既に現場へ入って、アジアに事業の整備から運営管理までやっている。例えば、日本のノウハウをといたときに、長野で持っている地すべりの技術を、逆にアジアに技術として持って行って自分たちが指導するぐらいのことまで考えてやっていくと、本当にお金をかけて地道にやっていく意味が出てくると思うんですね。もっと。長野県は地すべりや治水の点、日本一だと思います。アジアで何か、公共事業となったときは、ぜひ長野県にというふうに営業するぐらいの気持ちでやっていくと、本当に全国的にも意味が認められているのではないかと。地すべりを止めました、安全です、だから観測やめましたという、そういう小さな考え方を覚えていっていいのかなというイメージ、現地で持ちました。すみません、長くなりました。

○平松委員

今のことに関連してなんですが。長野県、いいツールをお持ちじゃないですか、砂防情報ステーション。その中で、常にリアルタイムでとまではいかないまでも、公開していただくのが望ましいと思います。また、その公開を通して、積極的にこの地域の人々に、特にこの保全対象となるエリアの人々に、その旨を周知するというのが非常に重要なことだと思います。

多分100人中1人ぐらい、結構そういうのに興味を持っている人がいるのではないのでしょうか。最近、何か水位が上がってきたとか、低下している、対策工をやってくれてよかったとか、そういう状況がリアルタイムでわかるというのは非常にいいことだと思います。

また、それだけではなくて、小中高の、特に小学校なんかの総合学習なんかでも活用してもらい、どんどん地域に広めていけば、それが口コミで各学校から学校へつながって、そういうふうに使えるデータがあるんだったら、我々も使おうかという仕掛けの発端をぜひつくっていただきたいと思います。

○福田委員長

ほかにございますか。

○石澤委員

今の小学校の教育に使えるというのは大変いいと思ったんですね。将来の長野県の公共事業等を担う人材を育成するという意味で。

言いたいのは、この事業に対しては異論はないんですけども、今、この19ページのその図というのをながめていたんです、さっきから。ちょっと違和感があって、何か変だなと思っていて、今、気づいたので、これで公表するんだ

としたら訂正してほしいと思うところがあるんです。

この集水域ですけれども、何で竜王沢の合流点のところに設けたんですか。

○建設部 長井砂防課長

きりがいいので、ここにしたということなんですが。地すべりに対していいかなと。

○石澤委員

ここはおかしいですね。竜王沢の左下のところに尾根があるじゃないですか。この尾根がずっと地獄谷温泉のほうに伸びているわけです。集水域というんだったら、この横湯川と、もう一つここに、何になっていますか、何とか川、琵琶池のところを流れている川、角間川と合流する川がありますね。少なくとも角間川との境界のところまでずっと集水域にならないとだめなんですけれども。ここで区切ってはおかしいですよ。

○建設部 長井砂防課長

そうですね、基本的に、これ地すべり地にスキー場の水が入っていないということを示そうして描いたもので、ちょっと中途半端な形になりましたが。

○石澤委員

かえって変な違和感を感じてしまうから、この線を受けるんだったら、渋温泉のところからずっと伸びるはずなんで、集水域が、角間川との境界あたりに伸びるはずですね。そこのところはやっぱり掲げてください、そうしないと誤解を生んでしまいますから。

それともう一つ、いろいろ図にスケールを入れていただいたありがとうございました、大変だったと思いますけれども。スケールが大事であって、5万分の1、これ要らないです。縮小、拡大するとずれてしまいますから、あとでこれをもって行ってA4に縮小したときに困る、全然意味がなくなりますので。縮尺、数字を入れなくて結構だと思います。ものさしだけ入れておいてください。お願いします。ですから、その2点、2つだけ修正をお願いします。

○福田委員長

ほかにございますか。ないようですので、こちらも「見直し継続」ということで、県案どおり、いろいろ条件がつかまりましたけれども、条件といたしますか、参考となるような形の意見が出ましたけれども、お願いいたします。「見直し継続」ということでよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なし

○福田委員長

それでは、次の事業に行きたいと思います。

・ 広域河川改修事業

○福田委員長

広域河川改修事業ですね。

○建設部 宮原企画幹

河川課の企画幹の宮原と申します。河川課長の北村でございますが、本日、所用がございまして、私のほうから、かわりましてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。それでは座って失礼させていただきます。

まず前回のご質問がございました関係でございますけれども、資料4の共通ということで、費用便益算出マニュアルということでございます。資料7でございますけれども、河川の関係につきましては、資料7-3の治水経済調査マニュアルというマニュアルをご覧いただきたいと思います。

河川につきましては、国土交通省が所管しております、この調査マニュアルに基づきまして、費用便益等の算定をしております。

まず基本的な考え方についてご説明をいたしますけれども、12ページをごらんください。1.4に調査の基本方針ということで書いてございますけれども、治水対策に関する費用対効果につきましては、治水施設の整備及び維持管理に要する総費用と、治水施設整備によってもたらされる総便益、具体的には、被害の軽減額を社会的な割引率ということで、それを用いまして、現在価値化し比較するというふうになっております。

その下に評価対象期間というのが、施設が整備完了してから50年間ということでございまして、これに要する建設費と維持管理の費用の総和と。それと、年平均の被害軽減額の期待額というのを現在価値化したものの総和を便益としているということでございます。

具体的にどのようなものを考慮して、便益を算出しているかということでございますけれども、37ページをご覧ください。洪水氾濫には直接的、間接的な被害のうち、表1に掲げるもので、今、現段階で経済的に評価可能な被害の防止効果を便益として評価するというところでございまして、たびたび申しわけあ

りませんけれども、ページ41のほうの表をご覧いただきたいと思います。

被害の防止便益というのは、そこに記載してございますとおり、直接の被害と、それから間接の被害という分類がされますけれども。上段の直接被害の中で、資産被害抑止効果、それから人身被害抑止効果がございます。さらに、右側の表の中では、家屋から、それから公共土木施設被害というところまでを便益に算出していると。それから、下段の間接被害につきましては営業停止被害、それから、応急対策費ということの中で、営業停止被害の事業所という欄から応急対策費の事業所というところまでを算出しているということでございます。

費用につきましてはですけども、71ページをご覧いただきたいと思います。先ほどご説明をいたしました、治水事業、着手時点から治水施設の完成に至るまでの総建設費と、評価対象期間内での維持管理費を対象とするということでございまして、ちなみに維持管理費につきましては76ページに記載してございます。50年間にわたり基本的に見積もることを基本とするということでございますけれども、困難な場合には、近年の実績から建設費に対する維持管理費の平均的な比率を求め、これで算出をしているというような状況でございます。河川事業に関する費用対効果の算出方法につきましては以上でございます。

続きまして、前回、あるいは現地調査の中でご質問のございました項目について、ここにご説明をしたいと思います。まず資料4の中で、河川の関係でございまして、求女川というところで①と②に記載の流域面積、あるいは計画規模などの計画諸元でございまして、別紙追加資料の資料5-2の12ページをご覧ください。

左上に計画諸元ということで記載してございます。流域面積が右側に四角で囲ってございまして、5.67km²、その中の計画高水流量が $Q=55\text{m}^3/\text{s}$ 。それから、計画降雨の確率というのが30分の1となっております。

次に③の地形図についてでございますが、先ほどご説明をいたしました資料5-2の右下のところに、縮尺を入れさせていただいておりますのでご確認いただきたいと思います。

次に④の公共施設、それから住宅の密集状況などの土地利用状況でございまして、資料5-2と、それから資料5-3の13ページでございまして、ご覧ください。

まず流域全体としては、おおむね上流域の半分が山地、それから下流半分が農地、それと住宅地で利用されているという状況でございます。計画区間の中、下流域につきましては、資料5-3にお示しいたしましたとおり、市役所、東御市役所、それから東御清翔高校などの公共施設や、それと住宅地が密集をしているという状況がご確認いただけるかと思っております。

続きまして、⑤の清掃活動等の地域社会活動についてでございます。同じ資

料の14ページと、それから15ページをご覧いただきたいと思います。14ページの左側につきまして、新聞記事でございますけれども、求女川沿川の東御清翔高校で、求女川の水質調査を行ったことが掲載されております。また右側の、「たなか青少年育成会報」というものでございますけれども、求女川下流に位置する田中地区におきまして、育成会の実践発表が行われたと。求女川の有効活用への取組ということで発表されております。いずれも求女川沿川の学校で、求女川に関心を持った活動が実践されているという状況でございます。

続きまして15ページをご覧ください。こちらにつきましても、求女川の清掃活動が実施されている状況でございます。改修区間、上流も含めてでございますけれども、河川全域で各地区の愛護団体の皆様による清掃活動というのが、毎年、実施をされているという状況でございます。

次に⑥でございますけれども、前回ご説明をいたしました資料の中で様式1-1、P3-3でございますけれども、氾濫想定区域の中にスケールをとのご指摘がございましたので、左下にスケールを入れさせていただいております。

続きまして⑦でございますけれども、保全対象の耕地面積が1.8haということで、その栽培品の内訳ということでございますけれども、米作、田が1.4ha、それとブドウ畑が0.4haということで、合計1.8haというような状況になっております。質問事項に対する説明は以上でございます。

○福田委員長

説明及び現地も含めて、何かご意見、ご質問はございますか。

○松岡委員

これも砂防のときの話とちょっとかぶっているところもあるんですが。例えば今の15ページの西宮区、田中区、東町区という4つの写真がありまして、例えば安上がりする、費用を縮減するだけだったら、西宮区のように直立のコンクリートで、しかも三面張りのようにして、ちょろっと石を張っておくぐらいでいいんですが。河川の持つ水辺の多様性といいますか、そういうことから言うと、治水的には、どちらでも流れれば、氾濫さえしなければどうっていうことはないんですけれども。やはり田中区のように、こういう自然石ですか、使ってこういうふうにやってやることにより、いわゆる治水経済調査マニュアル以外の効果みたいなものがあるという説明が多分、あるんだと思うんです。

だから、そういうのを、先ほどもそうでしたけれども、このマニュアルだけでなくそのほかの効果というのが、これからは大分、県の案、県ではありませんけれども、生物多様性とかそういうところからしたり、あるいは、良好な水環境というんですか、そういうものは国民共有の財産だというようなことに

なるためには、こういうところの評価というんですか、そろそろ着手していただいてもいいのではないかという、そのプラスの評価のところですね。そうでないと、自然石は結構高いし、時間もかかるし、なかなか、どこかで説明する第一歩というか、もう二歩も三歩も踏み出しているのかもしれませんが、経済的な中にもそれを、ではお金で評価したらこのぐらいになるじゃないですか、公園をつくるとしたら、あなたはいくら払いますかみたいな話で、単純に言えばですね。そういうようなところも踏み出してほしいなと思っているんですけども、以上です。

○福田委員長

ほかにございますか。松岡先生が言われているというか、どこの委員会も国もそうなんですけれども、縮減という形で評価をやっているんですが、視点を変えてということがあって。

例えば、先ほどやっぱり松岡先生にご指摘いただいた15ページなんですけれども、自然石は高くなってしまふ、でも、長野県民としてどういったものを求めるか。陳情を寄こして、つくってもらって終わりという、県民との関係を変えていって、公共事業をやるんだったら、でも税は入っているんですよ。ただ縮減で最小限のお金でつくって、ではどういうものを目指すのかといったときに、今度は地域で育てる。住民さんがこれだけ河川とのつながりを持って、教育なり文化なり、創造なり環境を考える。ここがやっぱり重要だと思うので、コストだけの話でということはないと思っています。

その意味でも、きちんと公共事業を通してあとあと住民と、地域とどんな関係を築いていくかという、その部分もきちんと、一番最初の資料で説明することが大切かなと思います。住民さんにもきちんと協力してもらおうということですね。

ほかにございますか。

○福江委員

松岡先生のご意見とちょっと重なる部分があるんですけども。せっかく地域の高校生が生物調査もしておりますし、この公共事業後、その生物層がどうなったかということをやはり地域のそういう方たちに調査をしていただいて、それで、またこういう機会があれば、工事前と工事後、こういうふうに変わったんですよというようなデータをつけていただくと、非常に意義の高いものになるのではないかというふうに思います。

○福田委員長

住民さんに測ってもらい、5年後の公共事業の再評価委員会でも公表する。だから、公共事業のときに、説明会を開くということではなくて、そういったことを議論して、最初から住民のモニタリングをプログラム化、パッケージ化していくというようなやり方としてはあると思います。

ほかにございませんか。

○平松委員

この場所を見せていただいたんですが、第一印象、平成25年と言わず、すぐやったらどうかというような緊急性を感じました。というのは、私がもしもこの未整備区間に住んでいたら、毎日、すごく不安だなと思えるような場所でした。早急に手をつけていただきたいと思います。ちなみに、用買の進捗率は85%でしたか。

○建設部 宮原企画幹

はい、事業的には85%でございます。

○平松委員

それでは今後、対策しなければならぬところの用買は終わっているんですか。

○建設部 宮原企画幹

終わっております。上流側につきましては、すべて用買を終わっておりますので、できる限り、早めに工事が完成するように進めてまいりたいと考えております。

○平松委員

わかりました。あと、その土地的に、先ほど松岡先生が言われたんですけれども、この田中区みたいな形にはできないんですよね。つくるエリアはわかりますか。

○建設部 宮原企画幹

前回お配りをいたしました資料で、P 3 - 3 という・・・資料6です。そうです。

○平松委員

資料6ですか、わかりました。

あと、現地で思ったことですが、技術的な話になりますが、木工沈床をもう少し深くというか、水につかったり、ひからびたり、それを繰り返すので、今の状態だったら、ひよっとしたら腐りやすいのではと思いました。

それとあと、縦断図はお示しいたいていないですね。入れていただいたほうが良いと思います。というのは、現地でも申し上げたんですけれども、この流域からは土砂が結構出てきます。それで、土砂が河道の中に入ると、多分、下流までそのまま流れていくような危ないところなんです。でも多分、計画の中には十中八九、土砂なんかはカウントされていないと思いますので、危険だなと思いました。かなり、大きな礫（れき）なんかもごろごろとありましたので、雨が降ると、その大きな礫なんかは再移動する可能性は高いですね。さらに、河道が結構湾曲しています。湾曲しているところ、その水衝部に再移動した礫などが当たって、そこに家がありますよね、どうなるのかなと心配でした。

だから、管轄が河川といえども、砂防部局と連携をとっていただいたほうが良いと思います。要は、その受益者である住民の方々は、県の中の砂防でやっというが、河川でやっというが関係ないんです。長野県にやっという意識ですので、連携、チームプレイで取り組んでいく必要があると感じました。特にこのエリアはそういうところかなと思います。以上です。

○石澤委員

やはり現地へ行って、なるべく早く工事を進めていただきたいなという感じは確かに受けました。

ほかの方が言っているように、建設的な意見ではなくて、これ、図に注文をつけるしかないんですけれども。ずっとつけていますけれども。せつかくスケールをつけていただければいいんだしたら、裏を白地にして、ちゃんと文字が見えるようにしていただかないと、せつかくの苦労が無になってしまいますね。

それと12ページの図、これも見ていて、ちょっと何か変だなと考えていたんです。わかってきたのが、凡例の色がありますよね。この凡例の色の使い方、どうしてこんな色の使い方をしたんですか。住宅を緑、畑を赤、どうしてこういうふうにしたんですか。

○建設部 宮原企画幹

目立つようにということで。

○石澤委員

いや、目立つとしても、こういう資料はまず住民の方に、これから説明のときに使うときもあるわけですね。わかりやすく理解してもらうためには、や

はり常識的な色の使い方のほうがいいと思うんです。常識的というと失礼かもしれませんが。

そうしますと、住宅が赤というのが普通ですよ。畑が黄色、水田が緑、場合によっては畑が茶で水田が黄色というのが多分、普通だと思うんですけども、土地利用図なんかはそういうふうにつけていますけれども。ですから、それにならってつけていただいたほうがいいのかと思います。

この辺というのは、日本の中でも雨が少ないから、まだ多分、そんなに被害はないとは思いますが、ゲリラ豪雨とかがあるので、やはりなるべく早く住民の方にも理解してもらおうという意味では、きちんと理解してもらえような、わかりやすいような図の作り方をされたほうがいいのかというふうに感じました。以上です。

○福田委員長

ほかに。

○平松委員

この河川以外にもこの周辺というのは同じような状況なんですよ。それで、そのすべてに対して対策をとられているというわけではないと思います。せっかく、こういういい事業というか、必要な事業をやられるのであれば、先ほど来から意見が出ていますが、住民をうまく巻き込んで、県がやってくれているというのではなくて地域ぐるみで、みんなで作っていきんだと、やっているんだと。なおかつ、最終的には、うまくいけばメンテナンスというのも住民の方々の協力でできてくるのではないかと思います。その仕掛けをまずつくってほしいんですよ。それで、その仕掛けができれば、何もこの場所だけではなくて、周りにつくるときも、では求女川方式でやろうというスムーズな流れになってくると思いますので、その辺、付加価値というのではないですけども、それを目指していただきながら実施されればと思います。

それとあともう一つ、先ほどの治水経済調査要綱、今、調査マニュアルというんですか、マニュアルの件なんですけど、41ページを説明していただきましたが、被害防止便益の件で。これ淡々と説明されたので、ふーんと思って聞いていたんですけども。

間接被害もすべて見ているわけではないですよ。これ、精神的被害抑止効果と、大々的にマニュアルには載っているんですけど、これっていうのは。

○建設部 宮原企画幹

表中の網掛けをしてあると思いますが、そちらのほうを算入しているという

ことで、ちょっと説明不足で大変失礼いたしましたが。

○平松委員

従来どおりのやり方をされているということですね、了解しました。

○福田委員長

ほかにございますか。

○松岡委員

すみません、これちょっとマニアックというか、かなり専門的みたいな話で申しわけないんですが。これ改めて13ページの図を見ると、東御市役所の反対側の、多分、平松先生も怖いなと思われたところの、これ曲率半径が30メートルいくかいかないかぐらいの、かなり強烈な曲率半径の円弧と言い過ぎで、これなっていますね。

まっすぐのところもあるので、そのままどのぐらいの水深になるかと、勾配と粗度係数が決まると決まりますから、断面も決まればですね。ところがこういう小さい、小さいというか大きいというか、何と言ったらいいですか、曲率半径の小さいところだと、結構、秒速もものすごく、きっとこれ勾配が30分の1だから速いと思うので、遠心力が結構働いて、そういうところでは、小さい話ですけれども、ほかのまっすぐなところと違って、これ遠心力が働いて、外側は水深が高くなるけれども、余裕高の範囲内で大丈夫だなというような計算はされているんでしょうか、通常。簡単な水面形なんですけど、要するに事業ができる程度の水面形の計算なんですけれども。

○建設部 小松担当係長

河川管理施設等構造令の中では、確かに曲率が厳しいときには外側は少し上げてもいいということになっておりますが、なかなか県内でそういう計算をしているところは実際には・・・

○松岡委員

でも、ここで上げるわけにはいきませんから。だから、例えば上げられないのであれば、そういうふうになってしまうこともあるので、治水のほうの人たちと連携をとって、ある程度、反ハードというか、ソフト的な対応で、あふれて削れていってからはちょっとときどきしてしまうので、そういうところはどうしても、計算では何十センチ高くなりますみたいな話で、だったら、土嚢をどのぐらいの区間で、このぐらい積みばいいかなとか、そんなような対応も、

こういう曲率の厳しいところではあってもいいのかなと、そういう指導もあってもいいかもしれないなと思いました。

○石澤委員

続いて細かい話で、そのまま行きそうなので。今の13ページの、想定氾濫区域の色、染まっていますよね。これはどのようにして提示、等高線か何かの。

○建設部 小松担当係長

ご質問の趣旨は、どういう手法でこのエリアを出したのかという・・・

○石澤委員

想定氾濫区域を染めたものですね。どのようにして説明したら。

○建設部 小松担当係長

マニュアルの中では大河川もその視野に入れていきますので、いわゆる氾濫シミュレーションをやって、その浸水の範囲を出すということになっておりますけれども。それは一般的に計画の範囲、ちょっと専門的になって申しわけないんですが。ハイドログラフがあるという前提で、そのハイドログラフを使って氾濫シミュレーションをやるということになっているんですが。こういう小規模な河川ですと、いわゆる合理式でピークの流量だけを簡易な方法で算定していますので、ちょっとそういう氾濫シミュレーションはできないということで、氾濫地点で、現況の流下能力に対して計画の流量が来たときに、どのぐらいの水深であふれるのかということからスタートをしまして、あとは委員さんおっしゃられるように、地形の高さを見ながら、氾濫するであろうエリアを出しているという状況でございます。

○石澤委員

再確認。等高線をなぞったんですね。

○建設部 宮原企画幹

勾配なりに、それと同じ差となるということです。

○石澤委員

わかりました。

○福田委員長

ほかに。ちょっと私のほうからなんですけれども、この14ページの、例えばこの高校生が水質調査をしたと。この主催は、管轄は河川局でいらっしゃるわけですか。これをやっている主催というか、この調査をやってくださいと中心になって言っているのは。

○建設部 宮原企画幹

これは学校のほうが独自に、自主的にやっているということでございまして。

○福田委員長

水質調査をしましょうということを言われてやられているわけですか。

○建設部 宮原企画幹

事業者側からそれをお願いしているということではなくて、学校のほうが積極的に、川の状況を調査するといいますか、そんな形で活動をされているという・・・

○福田委員長

環境からの、学習からなんです。これは毎年されているんですか、継続的にずっとやっていかれるものですか。

○建設部 宮原企画幹

前回は2005年ということで。継続的にやっているかどうか、ちょっとまだ確認してございません。

○福田委員長

先ほどの計算のことにも関連してなんですけれども。例えば前回というか、一番最初に配られた資料3-4で、現地では水が流れて、急に水が水面から見えなくなって石の下にもぐってしまったというか、水面が消えてしまった。そういう中に生物が生息していたりとか、魚がいたりとか。

そういうのを、例えば住民とかの方も、沿川の方も、そういった貴重な環境だったり生物がいたりということを知らなかつたりあると思う。これ、技術的にも非常におもしろいものだと思うので。学校なんかと一緒にあって、例えば高校のほうに、逆に事業主体のほうで持ちかけて、教育のプログラム化して、例えばこの水棲生物のことなり、それをまた住民に公開して、自分たちでニュースを使って沿川住民とかに、環境なりを知ってもらおうとか、という形で活用されていくともっといいのかなと。沿川では、自然の取組もあるんですけど

も、さらに今後、公共事業と教育というか、技術と教育とかを沿川にも広げていくみたいなことですね。高校でこういうことをされているから、ちょっと仕掛けてみるとかといったようなことも、事業主体としては重要かなというふうに思います。

ほかにございますか。では、ないようでしたら、これは「継続」ということで出ているんですけれども、今現在、進捗率は85%ですが、かなり緊急性の高い事業だということが現場でも確認されたということなので、そういうことでよろしいでしょうか。

○出席者一同
異議なし。

○福田委員長

もうちょっと私に質問をさせてください。水が出たときもかなり、岩がごろごろと流れてきて、音が鳴るぐらいに、地響きがするぐらいに鳴っているということだったんですけれども。

その出てきた石とかは、どうやって処理するんですか、出てきて流れてたまって、ごろごろしている石とかは。

○建設部 宮原企画幹

ある程度大きいものについては、現地のほうの木工沈床の詰め石に使うとか、そんなようなことで、現地のほうでは活用をしているということでございます。

○福田委員長

わかりました。では、これで河川の求女川のほうの審議を一区切りしたいと思います。時間的にも、3時5分前ですので・・・

○事務局

部長の、ちょっとごあいさつをさせていただきます。

○入江建設部長

すみません。ほかの業務と重なっております、遅れて申しわけありません。建設部長の入江でございます。途中ですが、一言、ごあいさつ申し上げさせていただきます。

福田委員長さんをはじめ、委員の皆様におかれましては、公私とも大変ご多用のところ、委員会にご出席いただきありがとうございます。また2日に分け

て、現地調査を行わせていただきましたが、大変厳しい工程の中、ご参加いただきましたことに関しても、改めて御礼申し上げます。

今日は既に始まっておりますが、現地調査においていただいた際での説明、それから委員会での説明、それに対する回答、追加資料の説明など行わせていただいておりますが。県の対応方針案についてご審議のほどをよろしく願い申し上げます。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○福田委員長

それでは、ちょうど時間も3時ということなので、10分ぐらい休憩をとりたいと思います。平松先生がちょっと中座されるということなんですけれども。後半は下水とかんがい排水と住宅と、そういう形にまいたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休憩後)

2) 農政部所管事業

- ・ 県営かんがい排水事業

○福田委員長

皆さんおそろいですので、再開させていただきます。

残り3つなんですけれども、流域下水道ということで・・・ごめんなさい。農政、よろしくお願いいたします。

○農政部 秦農地整備課長

農政部農地整備課長の秦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは着座のまま説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

農地整備課から県営かんがい排水事業、善光寺平地区についてお願いいたします。まず第1回の監視委員会並びに現地調査でご指摘のありました点についてご説明を申し上げます。

資料4の質問事項等の①の部分でございますが、頭首工の補修図面をとということでございます。資料5-1の2ページをお願いいたします。

こちらが来年度実施を予定しております、裾花頭首工の平面図でございます。赤で着色をしてある部分につきまして、頭首工本体の補修、ゲートの改修を行うものでございます。裾花川が図面の右から左に向かって流れておりまして、

流れと直角方向、図面、下側に向かって取水をしております。下側へ若干出っ張った部分がございますけれども、そこが取水の部分ということでございます。

なお縮尺が、全体平面図のところに $S = 1 : 200$ と、200分の1というふうに表示をされておりますが。この図面は元のA1判を縮小したものでございまして、申しわけありませんけれども、実質の縮尺は約400分の1ということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

次に3ページをお願いいたします。取水部の構造図でございまして。これも縮尺が $1 : 40$ という形になっておりますが、約80分の1という形でございまして。全部交換となります取水ゲート、スクリーンを赤で表示をしております。その他のコンクリート部分につきましては、劣化部分を除去したのちに断面修復を行いまして、表面保護剤を塗布する方法で補修を行う予定でございまして。現在、工法等につきましては漁協等と協議を行ってございまして、周辺環境に影響の少ない方法で施工するよう、検討を行っているところでございます。

4ページをお願いいたします。土砂吐き部分の構造図でございまして。これも縮尺が $1 : 50$ ということでございますが、実の縮尺は約100分の1ということでございます。先ほどと同様に、全部交換となる土砂吐きゲートにつきまして赤で表示をしております。その他のコンクリート部分につきましては、先ほどと同様に、表面保護による修復方法を検討中でございます。

次に、②の各図面にスケールを入れてほしいということでございまして。資料6、2-3ページ、2-4ページをお願いいたします。前回配付をいたしました図面の右下の部分にスケールの表示をさせていただきました。お手数ですが、差し替えということでよろしく願いを申し上げます。

続きまして資料4の③、質問事項等の③、現地調査で配付をした資料及び提示写真を次回委員会で配付をということでございまして。資料5に戻っていただきまして、1ページから11ページでございまして。現地調査で配付をさせていただいた資料でございまして。

1ページでございまして。本事業の概要を示したものでございまして。本年度の水路工事は約40mの施工をしております。図の赤で示した部分ということでございまして。左岸が29m、右岸が51mということで、若干カーブの関係等もございまして、左右岸、延長が異なっておりますけれども、左右岸の平均の延長で約40mということで表示をさせていただいております。

水路の施工に当たりましては、改修前と同じく、ホタルの舞う水路を守るために、ホタルやそのえさとなりますカワナなどの水棲生物の引越し、あるいは水道周辺の植栽などを、地域住民とともに実施をしながら事業推進を図ってまいりました。本年度も去る11月15日、水路施工箇所の水棲生物の引越し作業を行ったところでございます。

2ページから4ページにつきましては、裾花頭首工の図面ということで、先ほどご説明を申し上げたとおりでございます。

5ページから7ページでございますけれども、疎水百選関係の資料となっております。疎水百選には、平成18年2月に、農林水産省から選定を受けたところでございます。

6ページをお願いいたします。右側に疎水百選4つの視点ということで記載をしておりますけれども、1点目は農業・地域振興、2点目は歴史・文化・伝統、3点目は景観・環境、4点目は地域コミュニティの形成となっております。善光寺平地区はこのすべてに当てはまるために選定を受けたものと考えております。

次に7ページでございますけれども、善光寺平用水の概要ということで、管理者でございます土地改良区の取組、このようなものを含めて記載をさせていただいております。

次に8ページをお願いいたします。ここからは現地調査時にパネルで提示をさせていただきました資料となります。水棲生物の引越し作業により、ホタルが復活したことが新聞に報道されております。また、下段には水道内に生息するゲンジボタルを初めとした生物を紹介しております。

次に9ページをお願いいたします。B/C以外の事業効果ということでございます。地域活性化効果といたしまして、近隣の西部中学校による草刈活動、教育学習効果といたしまして、地域住民を対象といたしましたホタルの観察会を開催し、新聞報道をされているところでございます。

また、下段につきましては、長野市街地の景観形成や防火用水としての機能の担った水路でありますことを紹介したものでございます。

10ページをお願いいたします。本年度実施する水路工事の説明でございます。本年度はホタルブロックや自然石を使用した水路改修を約40m実施する計画でございます。

下段に、本年度施工箇所と同じ工法で整備した箇所の写真を掲載しておりますが、左が施工完了時、右が現在の状況となっております。水路周辺の景観形成に寄与している状況がおわかりいただけるかと思えます。

11ページをお願いいたします。水路整備済箇所の状況と写真を位置図で紹介をしております。いずれも景観、生態系に配慮した工法で施工しておりますが、施工に至るまでには、水路管理者であります土地改良区や地域の皆様と十分な協議を行いまして、合意形成を図った上で施工をしてきたものでございます。

この共通事項の費用便益算出マニュアルにつきましては、担当の所補佐のほうからご説明申し上げます。

○農政部 所農地整備課長補佐

農地整備課、所でございます。費用便益等についてご説明を申し上げます。資料といたしましては、前回配付しております資料2-2、様式0、ここにかんがい排水事業の費用効果分析の基本的な考え方と整備効果という1枚ペーパーがございます。それと、今回お配りしてございます資料7-2でございます。よろしく願いいたします。

かんがい排水事業につきましては、資料、前回資料2の2ページでございますように、真ん中に書いてありますが、便益は4項目ということで計上させていただいております。

1番といたしまして農業生産向上効果(作物生産効果)、2番は農業経営向上効果ということで、維持管理費節減効果、3番、生産基盤保全効果、これは更新効果ということです。あと、その他効果ということで4項目でございます。

本日お配りした資料7についてご説明を申し上げます。資料7-2でございます。前半のところは効果の概要が書かれておりますけれども、具体のところからお願いいたします。その中の左上、右上にページがそれぞれ振ってありますが、その24ページをお開きいただきたいと思っております。

農業農村整備事業で見られる効果ということで、経済効果項目の体系というものが載っております。これに基づきまして、私どもが効果が上がる項目をピックアップして効果を算定しております。

今回の地区につきましては、この表の中の一番左に事業効果、次の通りのところに四角が並んでおりますが、ここに農業生産性向上効果とございます。このうち、その右へ行きますと農業生産向上効果、農業経営向上効果、それから生産基盤保全効果という四角が3つ並んでございます。その一番上から、農業生産性向上効果の中で、その右側に文字が並んでおりますが、農産物を量的に増加及び質的に向上させる効果ということで(作物生産効果)というのがございます。これが前回資料の1番の作物生産効果でございます。

その下、四角の下になりますが、農業経営向上効果がございます。その右側に、生産費、輸送経費及び土地改良施設の維持管理費を節減させる効果ということで、その下の括弧の中の真ん中に(維持管理節減効果)というのが記載されております。これが前回資料の2番目の維持管理節減効果でございます。

3番目は四角のその下のところに、生産基盤保全効果とございます。その右側を読みますと、土地改良施設の再整備により従前の生産が維持される効果ということがございます。その下に(更新効果)がございます。これが前回お配りした3番の更新効果でございます。

四角がたくさん並んでいる一番右側の四角の6番目に、地域資産保全・向上効果というのがございます。これにつきましては、右側を讀んでいただきます

と、事業により地下水や地域用水の利用が増加する効果等で、この利用を継承し得る資源・資産が保全・向上される効果ということで、括弧の中に一番右から2つ目に（地域用水）がございまして、この地域用水の中の防火用水を今回計上させていただいております。

四角のその下ですけれども、景観保全効果ということがございます。この中で、景観、親水性、それから環境等に配慮した設計・構造とすることにより、地域の景観等が保全・創造される効果ということで、下の括弧に（水辺環境整備）ということで水辺環境の効果、この項目を今回、計上させていただいているところでございます。

続きまして、その概要ですけれども、628ページをお願いしたいと思います。628ページにつきましては、経済効果の測定における年効果額等の算定方法等について記載されております。

ただいま表のほうで申し上げたことが、具体的にどうやってはじくんだというのがこちらから載っております。

例えばでございますけれども、628ページの第1、1の（1）アの（ア）のところは作物生産効果というのがございまして、そのaというところに、用排水改良等に伴い、干害、水害、冷害、水質汚濁等に起因する被害が防止され、または軽減されることにより、単位面積当たりの収量が増加する効果ということで、今回は老朽化に伴い漏水が一部ありましたものですから、補修により漏水をなくすということで、十分な水が行き届くということで収量が若干上がるということで、この効果を見込んでおります。

今回、一番大きいのは次のページ、裏側になりますが、右上に631ページというのがございます。この中どころに、（イ）というのがございます。これが維持管理節減効果ということでございます。今回は維持管理節減ということで、水路の法面が土水路等々の場合、草刈等が発生しますが、その労力につきまして、今回、若干でもライニングするということで、その労量が節減されるというようなことに対する効果となっております。

それから635ページですけれども、更新効果が、3の（1）のアの（ア）にございます。更新効果でございますが、老朽化等に伴い廃用する施設にかえて、廃用施設と同じ機能を有する施設を新たに建設する場合において、廃用施設のもとで行われていた農業生産が維持される効果ということで、今回、これを見込んでおります。

あと地域用水効果につきましては、645ページの（カ）地域用水効果というところ。それから、水辺環境につきましては650ページの（1）のアの（ア）でございまして、そちらに記載されております。

以上のように、マニュアルに従いまして、この事業で計上できる効果を計上

しておるところでございます。説明は以上です。

○福田委員長

ちょっと県の説明、私が補足するのもおかしいんですけども、現地で聞いた情報で、皆さんに伝わっていないのかなと思うところが幾つかあるので。

一番最初の審議のときに配られた資料に、そのところに入っていないんですけども、環境を、ホタルを守るということもあるんですが、最初の資料の2-2ですね。その中に善光寺地区の、上記以外の整備効果ということで一番下に改良の関係も書いています。例えば、工事区間の水路が市街地のホタルの重要な産卵場所となっていたため、生態系に配慮した、このようにホタルの生息環境の保全したことによる、地域固有の環境保全効果が見込まれると書いてあるんですけども。ちょっと行政っぽい説明で非常にわかりにくいんです。

どういうことかと言いますと、生態系に配慮して、長野ホタルの会というところがあって、産卵地域もあたりということもあって、具体的に議論しながら、工事区域というのでも区分してきたそうなんです。そして、水棲生物とかホタルとかを、捕獲しては移動して引越しさせて、また元に戻してと。そういう工事なりの段階から環境なり住民参加のお手伝いできた。そういう説明が本当にないのがもったいないんですけども。

そして、また6月にはホタルのイベントがあるので、草がかなり現場とかに生えてくるところなんですけれども、ホタルの時期をはずして、6月と12月には住民の手で草刈を行ったり。そういうことをきちんと説明しないのもったいないですね。もっと具体的にというか、わかりやすく書いていただけたと思います。

そしてもう1点が、これも説明がない部分なんですけれども。今回は「継続」とあるんですが、平成10年から再評価というのをやっているわけです。1回、再評価がかかっているはずなんですけれども、そこでコスト縮減されている。ゲートという、この構造図には何回も出てきましたけれども、老朽化によってゲートを全面改修したとしたら12億円かかったそうなんです。ところが、工法等の変更で、今のゲートのという形だと1億3,000万円まで切り詰めていったと。

こういったことというのはとても大事で、今現在の総事業費とか、残事業費とか、進捗とか出ているんですが、当初計画した段階から途中段階でどのように頑張っただけで切り詰めていったかというのが資料にはなくて、そのような努力もしながら、相当切り詰めていっていると。そういった説明が逆にないの、県が自分たちの首を絞めているのかなというか、もったいない話だなと思います。本体からやるという話を、そこまで切り詰めていった、景観というものまで考

えてやっているということで、現場へ行ってそのような情報もちよっと得ましたので補足したいと思います。

そういうこともありましたけれども、質問なり、何かご意見とかはございますか。

○石澤委員

まず注文からなんですが、せっかくこの周りの図にスケールを入れるんだしたら、頭首工ですか、ここにもスケールを入れてください。3ページのほうは寸法が入っているのであえて入れる必要はないんですが。2ページのところは、これ寸法が入っていないので、縮尺のところ、これは消したほうがいいんですね、勘違いされますから、消して寸法を入れてもらったほうがよっぽどわかりやすいと思うんですね。

それで、この事業に関しては異論はないんですが。ただ、前回もちよっと発言させてもらいましたけれども、この八幡川というのは、善光寺用水の裾花川水系ですよ。こちら八幡川は県が整備して、鐘鑄川は市が整備をします。そこに何というか、打ち合わせの、こういう仕事をするといったものが全然ない結果かどうかはわかりませんが、鐘鑄川のほうに暗渠になってしまっている。そして、八幡川と鐘鑄川のあの分岐点のところをこの前、見に行ったら、鐘鑄川、用水になっていますよね、コンクリートを全面的に打たれてしまって。ああいうことでは非常に景観形成と、先ほどの説明にありましたけれども、景観形成と逆に、それに反しているのではないかと私は思うんですね。県のほうが景観形成に配慮するんだしたら、市の方にも、今後、こういうことに配慮しながら事業をやってくれということではあるのではないかと思うんですけれども。そういうことをぜひ、今後やっていただきたいと思っております。

市のほうとしては、やっぱり住民に近いものだから、住民のほうからいろいろな要請が来ると、それにこたえるということが非常に強く起こると思うんですけれども。そういう意味では、県のほうは少しそれから距離がある。だから、そういうふうな高い視点から発言できるのは県のほうだと私は思っていますので、ぜひ言っていたきたいというふうに思います。

○農政部 秦農地整備課長

確かにご指摘のとおり、鐘鑄堰につきましては長野市で実施をしたという形で、しかも、あそこは道路的な使用をしたいと。緊急自動車も入れない状況の部分があって、暗渠化をして、その上を道路に使いたいと、そのような話がございまして、市のほうで暗渠化をして、救急車等、緊急自動車を通れるような整備を行ったと聞いているところでございます。確かに分水のところも、委員

ご指摘のとおり、構造物になっておりますけれども、暗渠化の部分につきましては、我々としても水をまず届けることが最重要ということがございます。

それから、やはり地域の景観というものも非常に大事だという認識もしているところでございます。また、市町村の都市計画のほうとの関係等もございまして、要望とすれば、そういうことでしていきたいとは考えておりますが、いずれにしても市の中での調整という形になろうかと思っております。

○石澤委員

そういう意味では、多分、農業のほうでなくて、都市計画にかかわることだと思うんですね。本来、救急車も入れないような道路のところ、住宅を新しく新設する、それを認めている状況があるということがまずいと思うんです、乱暴なことを言うてしまうと。そういうところから、自治体が新しくつくることを制限してもいいのではないかと。そういうことをやらないから、逆に何とか道を広げてくれというような要望が住民から出てくるのであって、最初のところさえしっかり締めておけば、その後、あと始末的な余分な費用の発生とかを食い止められるのではないかと、私は思っているんですね。

そういう意味では、せっかく建設部長もいますので、どうなんですか。日本というのは私権が結構強いものですから、住民が家を建てたいというところをなかなかそれを制限するとか、今まではやってきていませんね。でも、防災的ないろいろな景観的な、すごくさまざまな観点から見て、これはやっぱり住居制限をかけてもいいのではないかとというような場所があった場合に、かけるというような、そういった方向には行けないんですか。

○入江建設部長

今、建築基準法で道がないと建てられないでしょう。多分、この鐘鋳堰はもうかなり古い時代にできた、だから本当、車がなかった、要するにみんな農地、農業だったころにできた家だと思います。

今は、あれは建築基準法で決まっているんでしょうか、4 mの道路がないと家が建てられないという、多分、方向でいくと思っておりますけれども。

○石澤委員

いえ、私が言いたいのは、ここ鐘鋳川のところだけではなくて、例えば、急斜面のがけの下のところで4 mの道路があるといった場合に、急斜面の下のところはすごく危険な場所のところがあったとしても、そこに住居制限というのはかけられないんですね、今は。

○入江建設部長

土砂災害防止法、略称ですけれども、これは平成13年にできまして16年から施行になったんですけれども。そこで調査して、例えばレッドゾーンとか、イエローゾーンに指定されると、かなり制限がかかるようになっています。

○石澤委員

かなり、だけど、建ててはだめだということまではいかないんですか。

○入江建設部長

レッドゾーンは・・・だから補強しなければだめですという条件はつけられます。そういう意味で、いろいろ法体系は少しずつ整備されているということは間違いないです。

○石澤委員

レッドでも補強すればというんだったら、補強する費用も発生するんだから、もともと初めから建てさせなければ、あとで公的な費用が発生しないで済むはずですよ。

○入江建設部長

でも、補強するのはその家を建てる人の費用なので、公的費用は発生しないです。

○石澤委員

でも、一回つぶれてしまった場合、今度、あと始末がやっぱり行政がやらざるを得なくなるんですよ、全部。

○入江建設部長

まあ、崩れないような指導はするべきだと考えておりますが。

○石澤委員

つぶれてしまったら、ということがあるので、そういうことならば初めからもう制限をかけたほうが、コスト的に安いような気がします、どうしてできないんですか。

○入江建設部長

まあやっぱり、私権がかなり日本ではまだ強いんだと思います。

○石澤委員

そこを何とかしないとだめかなと思うんですけども。

鐘鋳川のところだって、そこを承知でつくったわけですよね、もともと、そういったところだと、救急車が入れないということを承知で家をつくっているわけですから。

○入江建設部長

そこは多分、昔からあった家だと思います。

○石澤委員

いや、でも新しい家がいっぱいありますから、あそこに。だから、建ててしまったから、あとは行政で面倒見てくれというような、そういうことがないように、ちょっと乱暴な話かもしれないけれども、やっぱり建てさせないという方向でやっていくことも、何か条例でもつくれなかなと思っているんですけども。

○芹澤委員

それは、そういう私権制御はとても難しいから。それは国の制度でちゃんと法律でやってもらわないと。

○石澤委員

特区でもいいですが。

○芹澤委員

特区を求めるのはどうかな、そういうのは。

○石澤委員

無理を承知しながら言っているんですけども。あと始末が結構苦勞ですよね。

○芹澤委員

それはもう全国でもものすごく数がありますから、それをやり出したら、それはやり切れないですね。

○石澤委員

こういう現象が、景観形成だと言いながら、実際、隣ではそうじゃないことをやっているというような現実があるんだから、長野県としての何か特区申請みたいな、そちらのほうでこれ私権制御、ちょっと乱暴過ぎるかもしれないけれども、とても危険なところは、こういった救急車が入れないようなところは住宅建設は認めないというような、そういったやり方をかけていないかなと思うんですけれども。

○事務局

法がありますよね、まず。都市計画法とか、当然、法がある中で、やはり私権制御行政とか・・・

○石澤委員

いや、十分承知しながら言っているんですけれども。

○入江建設課長

多分、それは永遠の課題だと、だから、河川氾濫区域に家を建てるなど言えないのと一緒にですね。やっぱりまだまだ私権が強い、土地の私権が強いというのは変わらないと思います。ちょっとすみません、回答できません。

○福田委員長

日本の景観への認識というのはものすごく100年も遅れているというぐらいで、今、進んでいる議論をしているのは、ほとんど民間サイドから出てきている話で、行政のサイドからというのはほとんどないと思うんです。全然ないとは言えませんが。

民間のほうから、自分たちで守ろう、守っていても、というのが多いので、県サイドで気がついて民間を動かすというのではなく、やっぱり民間なり市町村の意識から、県へという形で、民間発意でやっていかないと。

○石澤委員

県民の意識がしっかりしていればいいんですけども・・・

○福田委員長

石澤先生とか、大学が啓発していったらどうでしょうか。

○石澤委員

だから言っているんです。景観形成ということを知っているながら埋めてし

もうわけでしょう。1回埋めたら取り出すことも大変ですからね、用水というのは、住民の公共の道具に使われるからなおさら。

だから、最初の段階でちゃんと、やっぱり何らかの手立てがほしいと思っているものですから。

○福田委員長

制度的というよりも、むしろこういう議論があつてということ、マスコミが、こういった公共事業にも景観を考える必要があるんだけど、それには民意もという形で広げていくしかないのではないかと。

○石澤委員

その分岐点のところは、工事はどちらがやって、長野市のほう、長野市の農業のほうでやったんですか、県がやったんですか。

○農政部 秦農地整備課長

本川が来て、あそこで直角曲がりになろうかと思いますが。直角曲がりの分が県の施工分で、そこから枝分かれるのが市の施工分ということです。

○石澤委員

では、あれやったのは県ですか。

○農政部 秦農地整備課長

直角曲がりの部分は県の施工分です。

○石澤委員

随分、無粋なことをやってしまったんですね。

○農政部 秦農地整備課長

ただ、どうしてもその分水比率の問題がございまして、向こうへ何トン、こちらへ何トンと、その部分を細かく計算して、適正な量を分水するということになると、どうしてもああいう構造をとらざるを得なかったということです。

○石澤委員

あれを見ていると、どうも鐘鑄川沿いに入っていった車が、Uターンするためのスペースをつくったようにしか見えなかったんですけども、実にうがった言い方をしますけれども。いいです、これ以上言っても始まりません。

ただ、ぜひ県だ市だと分けないで、隣に同じ水系があつて、片や県、片や市という場合、やはりどこかで相談し合つてどういった方針をかけようということで、事業をさせていただけないかなというのがお願いします。

○農政部 秦農地整備課長

県営事業に付帯する団体営事業という形の水路でございますので、十分また協議をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○福田委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

では、この事業につきましては「継続」ということで、県案どおりということでよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なし。

3) 環境部所管事業

・流域下水道事業

○福田委員長

それでは次の事業です。よろしく申し上げます。

○環境部生活排水課 和田流域下水道係長

私、環境部生活排水課、流域下水道係長の和田と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

それでは前回配付いたしました資料の訂正から、先にご説明いたしたいと思います。資料6-1になります。

資料6-1の左下の平面図であります。安曇野市の市町村境が間違っていました。旧明科町、旧穂高町、旧豊科町、この間に市町村境がありましたので、その辺を修正してあります。修正資料は以上であります。

それでは費用便益マニュアルにつきましてご説明いたします。費用便益マニュアルは、実はこういった分厚い本でありまして、これにのっとしてやっているわけでありまして、このマニュアル、全部で258ページあります。このうち参考資料を除きました104ページを、皆様にお配りしてあります。このマニュアルは平成10年に作成されまして、評価の結果、信頼性を高めるため、分析

の制度の向上などを盛り込みまして、社団法人日本下水道協会におきまして、下水道事業に関する費用効果分析手法検討委員会というものを設立しまして、そちらで定めたものであります。

前回、第1回の委員会でも若干、内容的なものをご説明いたしましたので、ちょっと資料も厚いものですので、重要な箇所につきましてご説明いたしたいと思っております。資料のほうは資料7-1になります。

8ページのところに、中段のところに仮想市場法というものが載っております。このあとのほうに出てきますが、便益の計算する手法の中で、仮想市場法というものをを用いてやっておりますので、ここで触れさせていただきます。こちらの中でCVMということで、仮想金銭化法、こういったものを使いまして、最大の支払意志額というものを尋ねるといようなものが、この仮想市場法という形で使用しております。

それでは資料をめくっていただきまして、14ページを見ていただきたいと思っております。こちらに、下水道事業における効果計測方法ということで、簡単にまとめたところがありますので、ご説明いたします。下水道事業の効果の計測については、原則として、効果の種類ごとに下記の考え方にに基づき定量化するものとするということになっております。

(1) としまして生活環境の改善効果。この中には、①の周辺環境の改善効果、それと②の居住環境の改善効果という形に大きく分けられます。その中には、代替費用法による場合ということで、括弧書きでその下にありますが、中小水路の覆蓋費用、具体的には、中小水路にふたをかける費用、またその維持管理費用とか、そういったものが含まれるという形になります。②の居住環境の改善効果につきましては、具体的には浄化槽の設置費用、また、その維持管理費用を計上するといったものになります。

中ほどにあります(2) 公共用水域の水質保全効果としましては、その下に①、②とありますけれども。公共用水域の環境存在価値等のうち、下水道の整備によって保全・回復される価値、下水道を整備することにより公共用水域の水質保全ができ、上水道等の浄化費用が軽減できる効果とか、いろいろあるわけですが、こういったものを見ていくという形になっております。

なお、この下に(3) 浸水の防除効果等ありますけれども、犀川安曇野流域下水道では、こちらの浸水防除ということは特に計上しておりません。

次に資料の29ページを見ていただきたいと思っております。B/Cの出し方で、おおまかな書き方とすれば、便益のB、コスト、費用、こういった形で分かれるといった形で、その総計を割り算するといった形になります。

30ページに、その費用のおのおのについてどういったものを見ていかなければいけないか、対象となる費用、また対象期間、着手から完成後50年とか、基

準年は事業実施年とするとか、それとあと基準値として耐用年数等が15年から50年と、ものによって違うわけですが、そういったものが書かれております。

便益の考え方につきましても31ページ、次のページでありますけれども、どんなものを算出するかといったような内容が載っております。便益の項目としましては、31ページの下にあります、1) 下水道整備による効果ということで、32ページのほうに、生活環境の改善効果と公共用水域の水質保全効果といったことで、先ほど述べたような内容のものがああります。こちらにも、高度処理導入による水質保全効果ということがありますが、犀川安曇野におきましては高度処理導入というような処理をしておりませんので、この部分については計上しておりません。

次に40ページをお願いしたいと思います。先ほどお話いたしました生活環境の改善効果、代替費用法による年度別便益の考え方というのが載っております。

(1) の周辺環境の改善効果、(2) の住居環境の改善効果ということで、中小水路の覆蓋費用とか、水路の清掃費用、または浄化槽の設置、または維持管理、それとあと浄化槽汚泥を処理するための費用、こういったものを乗せるといった形になっております。

その下に、細々とした内容でその説明が載っております。ちなみに水路とすれば、5m以下の排水路とか、都市水路とか、道路側溝という形になります。

次に42ページに、住居環境の改善効果という形で載っております。下水道整備によらない場合どうなるかということで、便所の水洗化ということで、代替事業としてどういったものになるかということで、浄化槽で計算するといったことになっております。その対象とする浄化槽はどんなものかというのが、その下にあります。2) としまして一番下ですが。一般家庭のほか、以下に書いてあるような浄化槽を対象とするということになっております。

43ページには、その浄化槽というものは、43ページの上から6行目ですが、浄化槽の種類は単独浄化槽とするといった形で定義されております。

51ページをお願いしたいと思います。51ページ、中ほどに生活環境の改善効果ということで、周辺環境の改善効果、こちらはその周辺の中小水路の悪臭等の発生による周辺環境の悪化など、そういうことによりまして周辺環境が低下すると。そういったものを、先ほど、一番最初にお話しましたCVMというか、仮想金銭化法というものを使いまして、金銭的なものに表現をしていくといった形で記載されております。

そういったことで、そのあとのページにもそういった細かいことが載っております。マニュアルの説明とすれば、以上のやり方でやっているということですのでよろしいでしょうか。

○福田委員長

追加のお答えとかをいただいたんですけれども。現地を見まして、安曇野の下水道についてのご意見、新たな質問をいただけますか。

流域下水道は評価の対象の中でも、意外と毎年いろいろな箇所が出てきていて、計画事項だとか、この汚水量の原単位、そういったものの見直しなどによって、コストの縮減を図りながら計画変更しながらということで、いろいろな地区が出てきたわけです。今年も安曇野流域で、同じような形ですが、規模を適正化するということですね。

一つ、私のほうで思いましたのが、去年も確かコストの、B/CのCのほうに、コストの中に維持管理は入っていなかったと思うんですけれども。今年、この建設及び改修費というのは、これ維持管理費、今年から加えるんですか、去年は確か入っていなかったと。

○環境部生活排水課 和田流域下水道係長

昨年も入れていたような気はしますが。

○石澤委員

やっぱり現地視察というのは大事だなと思ったのは、この処理場のすぐ脇に民地があるんです。すぐ脇に家がね。そういう、そこへの対応というのはどのようにされているんですか。

○環境部生活排水課 和田流域下水道係長

前回、お示ししました資料にもありますけれども、年に2回、地元の方々と会合をもっている。それで、例えば草刈とか、逆に地元の方々に参加して、また、よく処理場のほうを見ていただくといったようなこと。それと、あと下水道の日というのが9月10日にあるんですが、その前後の日曜日に処理場を開放しまして、処理場自体の内容、すべて見ていただくといったようなことで、地元の方々にその処理場自体の事業量、どんなことをやっているかという部分を見ていただくということで理解していただき、またうちのほうも、においとか、そういったものも計測しまして、地元の方々にお示ししているというような状況です。

○石澤委員

いろいろなイベントを通じて、事業の内容を理解してもらって協力をいただくというようなことで進めているわけなんですね。

先ほどちょっと、ああやって議論させてもらいましたけれども。やっぱり何

といいますか、これまでの行政というのは結構、縦割りのところがあって、別のセクションのほうはあまり介入しないというところがあったかと思うんです。なかなか、上から俯瞰するような組織づくりというのはなかなか難しいし、そこにそういった人を派遣する、これも確かに難しいことなんだそうですけれども。これから、本当に何があるかわからないような世の中で、人々の考え方もいろいろ多様性が出ていますので、縦割りのところの壁をできるだけ薄くするような、そういった行政というのは、やっぱり必要かなと思っているんですね。先ほどの長野市と県との話だけじゃなくて。

ですから、そういった方向性で、あえて先ほど議論させてもらいましたけれども、これも、こちらは環境なのかもしれないけれども、ここも脇が河川があったりするわけで、農業のほうもあったりするわけで、そういうところを全部、全部というか、ある程度、統合するような形でものを考えていくような、そういった組織をつくっていただければというふうに思っています。

○福田委員長

ほかにございますでしょうか。

○石澤委員

ではもう少し。例えば、今、見えないところがあったと思いますけれども。中野市のところに優良農地として整備されたところがありましたよね。これ農政部になってしまいますね。中野市と小布施町の境界の田んぼのところに優良農地として整備されたところがあるんです。その、本来、優良農地だから、農業的土地利用だけのはずなのに、そこに、名前を言ってもいいのかな、お店の名前、群馬県に本拠地のあるお店ができてしまったんですね。それで、つくるといふことに関して、結局は認めざるを得なかったんですけども、優良農地としてお金をつぎ込んだにもかかわらず、非農業的土地利用に使われて、これは非常にもったいない話で、お金が無駄、うがった言い方をすれば、どぶに捨てるようなことをやってしまったんですね。

そこが、もう少し高いところからながめて方策を決めていけば、そんなことはさせなくても済んだかなと思っているんです。そういったむだな事業的なものが、これからは少ないほうがいいだろうと思っていますので、そういうことを言ったし、先ほどの危険箇所之家を建てたら、それは建てるのは自己責任かもしれないけれども、それで行政のほうもそれはそれでいいのかもしれないけれども。もし災害があった場合に、この災害復旧をやるのは、やっぱり行政なんですよ。コストがかかってしまうんですね。そういうことをにらみながらの施策というのは、やっぱりこれから必要になるかなというふうに思っていま

したので、先ほどああいいう意見を言わせていただきました。

○福田委員長

ほかにございますか。それでしたら、この事業につきましては、計画変更、コスト削減を図って「継続」ということで、県案どおりということにさせていただきますと思います。

ちょっと一つ、私のほうから事務局のほうに聞きたいことなんですけれども。公共事業といった場合に、国のほうでも維持管理のあり方という報告書というのが今年出ました。今までは、事業といったときに、整備しました、建設しましたということで、その費用というのが言われていたんですけれども、設置は1回行われた限りは、管理は永久にかかってしまうと。道だとか、橋梁という点でも非常に老朽化という点で多大なものが出てきているということが、全国的に、国民の間でも出てきているという中で、今の流域下水道の中には、コストのB/CのCの中に維持管理とあります。今回の資料の中で、かんがいとか、求女川とか、地すべりのところでは、維持管理というのではないですけれども、「整備後」というのが入っているんですね。これが維持管理の表現に当たっているんでしょうか。

それで地すべりについてはそういった表現がなかった。コストの評価という中で、表現のばらつきなのか、それとも維持管理費が加味されていないものがあるのか。これはどう考えればいいんでしょうか。

○事務局

例えば河川の関係、みんなお示ししたんですが、そういうところにみんな整備後という形の中で入っております、費用のコストというところに、例えば前回お配りしたものの中の、川の関係のP3-2とかという、そういうのが入っているんですけれども。それには維持管理に対する費用ということで、完成後50年という形の中に入れておりますので、そういう関係では、今は維持管理というものも入っているという形で、今、整理されております。

○福田委員長

わかりました。表現とかがまちまちだったので、質問したまでです。

4) 建設部所管事業

- ・県営住宅建替事業（2件）

○福田委員長

それでは、次の、最後の分野にいきたいと思いますけれども、住宅建替事業について、お願いします。追加については2つとも続けてやってください。

○建設部 中村住宅課長

では、住宅関係で2点ございますけれども、続けてご説明させていただきます。私、住宅課長の中村ですが、よろしく願いいたします。

それでは資料4の県営住宅建替事業につきまして、まずアルプス団地のほうから、質問等々があった点についてご説明いたしたいと思います。

まず完成しているものは4階建てだが、新棟を3階建てにする根拠を示してほしいという質問がございました。これにつきましては3号棟以降、私どもは3号棟以降については全部、当初から1、2号棟は4階建て、以降につきましては3階建てを計画しておりまして、その理由としまして、4階建てであった北側道路が高い位置で見ていただいたと思いますけれども、いたために4階建てにしてありまして、あとの今後、建てる分については、環境上の問題から3階建てとしたという経過がございます。

②の県営住宅の中に民有地が入った経過を教えてくださいということですが、私どもは一体的な土地活用が一番有効であったために、一旦土地買収も模索したわけですが、条件が折り合わなくて断念した経過というのがありました。

③で、図面の中にスケールを入れてほしいということだったんですけれども、資料6にございますけれども、6-3と6-5につきまして、資料6で修正版で、スケールを入れた表となっております。

続きまして平和台団地の質問事項に入らせていただきます。まず中止をする判断基準として、どれぐらい低所得者がいるのか、教えてくださいということだったんですけれども。うちのほうでちょっといろいろ統計資料とか、市町村資料等を見たんですけれども。入るときには低所得者の所得を申告させてやっているものですから、それがその市町村とか、そういうところに低所得者がどのぐらいいるとか、そういう所得、統計資料がありません。参考に言うんでしたら、例えば中止する御代田町等の財政力指数というのがありまして、要するに周辺では軽井沢とか、不交付団体になっています。御代田は財政力指数としては高いほうに位置しております。

②の図面にスケールを入れてほしいというのは、先ほど説明しましたけれども、当初の7-3と7-5ということで、資料6-7の資料で用意させてあります。

また、③の7-4で、写真と配置図の方向を合わせてほしいというのも修正をしてございまして、6-8の資料となっております。

あと現地調査の節に、建て替えにあたり、従前入居者のうち何世帯が団地外へ出たのかという質問がございまして、建て替え時にあたりまして、9世帯が団地外へ出ております。

続きまして、⑤の周辺の土地利用状況がわかる資料を提出してほしいということで、資料5の最後のP22に追加をさせていただいております、この中で、現在の平和台団地につきましてはグリーンで、中ほどにありますけれども、第1種中高層住居専用地域という形の中に位置しております。私のほうからの説明は以上でございます。

それと、B/Cの関係ですけれども、公営住宅整備事業の新規事業採択時の評価手法解説という冊子が行っているかと思っておりますけれども、平成11年4月に公共住宅事業者等連絡協議会からつくられたものでございます。

その中で、まず1ページをごらんいただきたいと思っております。中ほどに、7行目に、公営住宅整備事業は、下のアンダーラインにありますけれども、「福祉的目的を有する事業であり、その効果も多岐にわたる」と。そういう中で、中ほどにアンダーラインがありますけれども、「したがって、このように福祉的な役割を含む公営住宅の事業評価については、費用対効果という経済効率の観点のみに限定して事業評価することは不適切であり、経済効率性以外の観点を含め総合的に評価を行う必要がある」という見出しがあります。

そういうものを受けまして、B/Cの関係で5ページをお願いしたいと思います。5ページの3-3の中ほどに、資料的には当初お配りしました6-2をごらんいただきたいと思っております。そこに費用対効果、B/Cの関係がありますけれども。便益の計測がございまして、そこに中ほどで、アンダーラインが引いてありますけれども、「帰属家賃をもとにした計測が現実的である」ということで、うちのほうは、家賃とか駐車場料金等を挙げてあります。

次の6ページをごらんいただきたいと思っております。中ほどに費用の計測でございますが。費用につきましては、建設及び維持管理費に必要な社会的費用をすべて計測することを基本とするという中で、①、②、③がございまして、用地費、建設費、維持管理費を費用とするということがありまして、資料6-2にございますように、うちのほうで、B/Cにかけましては、費用は建設した費用と維持管理費を積算してございます。費用対効果につきましては以上でございます。

○福田委員長

追加分を回答いただいたんですけれども、現地調査等行って見て質問とか意見とか、ございますか。

アルプス団地のほうは計画変更で、必要性がなくなったというのものもあるの

で規模を縮小してということですし、もう一個の平和台団地は、市町村との調整もとれているということもあって中止ということですが、中止しても影響はないだろうということで、現地で確認ができたかどうか。

よろしいですか。

○石澤委員

せっかく図面を出されるだから、御代田の都市計画図、これがわかるように少し入れていただければと。第1種中高層住居専用地域はわかりますけれども、ほかのエリアと色の違いというのがちょっとわからないんです。

もう少し、せっかくだから、先ほどの4の、問題は所得の状況なんです、例えばこれ難しいとは思いますが、公営住宅というのを考えると、やはり低所得者ということが、どうしてもありますよね。そういう意味では、例えばなんです、生活保護世帯の比率とか、そういった資料でも出していただかなければ。

○建設部 中村住宅課長

例えば50世帯、御代田にありますけれども、その内訳という意味なのか、県全体で、例えば生活保護世帯、低所得者が何%いて生活保護世帯は何%と、それはご説明できますし・・・

○石澤委員

例えば県全体が平均何%なんだけれども、御代田は何%だとか、例えば数字が出ますよね。

○建設部 中村住宅課長

それは出せますね。

○石澤委員

そうすると、ほかのところと、これ住宅比率、公営住宅比率ですか。というのが出されていますが、その・・・

○建設部 中村住宅課長

充足率ですね。

○石澤委員

その値が、高いか低いかということを論議するときに最低だと思えますね。

ここで統計資料がありませんというのではなくて、何かをそういうのを出していただければ、ぜひ判断根拠になるというふうに思いました。

○建設部 中村住宅課長

説明でよければあれですし、資料がもし提出してほしいということであれば、また用意はさせていただきますけれども。

○石澤委員

今、ここで説明できるのだったらそれでもいいですよ。

○建設部 中村住宅課長

うちのほうで、今、全体で、現況で15,426戸を管理していきまして、第1階層というんですか、低所得者158,000円以下が入れるんですけれども、それよりもまたうちの収入分位で段階がございまして、一番所得の低い世帯、年収、所得で104,000円以下の第1階層といっているんですけれども、その世帯の方が69.9%、これ4月1日現在ですが、約7割が所得の低い世帯ということ。

それとあと生活保護世帯につきましては、6.1%が生活保護世帯の方が入っております。また母子世帯でございしますが、14.7%の方がうちのほうの公営住宅に入っております。

また、もうちょっとつけ加えさせていただきますと、高齢者、65歳以上の単身世帯の方も16.1%入居しているという状況でございます。

○石澤委員

やはり公営住宅の中での内訳ですね。市町村でも、生活保護世帯の比率というような形でもらえれば、御代田はその率が少ないから、公営住宅は、その必要性がそんなにないというふうに言えるかと思いますが。

今、お伺いすると、結構、やっぱり低所得者の方が多いということが十分に判断できましたので、やはりそういう指標が必要だと思っておりますけれども。

○建設部 中村住宅課長

すみません、町全体の比率ではないんですけれども。今、先ほど言ったように、平和台50世帯ありまして、そのうち生活保護世帯は3世帯です。ということから言うと・・・まあ平均というところですよ。

○石澤委員

ちょっと会話がうまく意思が、質問の意図が通っていないようなんですが。

生活保護世帯の各市町村ごとの比率というのが先かと思うんですけれども。その比率を見ていくと、御代田は比率が高い、低い、そういうことが出てくると思うんです。県の平均に比べて。

そうすると、そんなに公営住宅の、今、充足率も高いんだから公営住宅の必要性も少ないということが言えますけれども、そうでないとすると、なかなか言いにくいところが出てくる、充足率が成り立たないということがあるので・・・

○建設部 中村住宅課長

先生の言っていること・・・

○芹澤委員

ちょっと市だから、ちょっと説明すると。むしろ、それは結果と原因との関係になってしまって、例えば例を挙げれば、小諸の場合、県営住宅と市営住宅は、この割合、人口の割合では、住居者のうち2番目ぐらいで高いほうなんですよ、たくさん、要するにいっぱい公営住宅がある。市の住宅と県の住宅との割合が人口の割りにものすごく大きい。したがって、そうすると長年そういうところに来た人が、初めのころは若い人ですが、今になるとほとんど年寄りで、収入がない人だと、必然的に生活保護世帯に陥ってしまうというか、転落するという失礼な言い方だけれども、なってしまうから、生活保護世帯と今の現状で、率で、公営住宅が充足しているかどうかという判断は全然別問題、もう結果がすべてだということ。

小諸の場合は公営住宅はもう、むしろ入れないようにしてつくらないし、また入居停止に近いような形でやっています。そうしないと低所得者がどんどん入ってきてしまうんですね、外から。

だから、公営住宅と生活保護率というのと今の時点で比較するのではなくて、もし経年で比較するならわかるけれども、現時点で比較しても全然参考にならない、そう思います。

○石澤委員

いや、発端は何かというと、御代田で、今、この県営住宅の工事を縮小するという今回の案なんですよね。縮小するとすれば、その根拠は何かということで、根拠として、充足率が高いから縮小しても十分、いや低いからですか・・・高いから十分であるという建設は縮小してもいいというふうな論拠だったんですけれども。

では、困っている人がいないのかという質問を受けて、こういう質問が出されたんです。困っている人、要するに低所得者がいるとすれば、充足率は高く

でもまだまだ必要ではないかと、だから建設縮小はまずいのではないかという議論から言ってきたわけですね。

○建設部 中村住宅課長

ちょっと、今、もし生活保護世帯の数を市町村ごとに、ちょっと、今、手持ちにございませぬので、次回もあるんですよ。

すみません、生活保護世帯の話になるんですけれども。生活保護世帯の方に対しては家賃補助が出ております。ですので、民間の住宅でも県営住宅より高い住宅でも確か、上限はあると思いますけれども、そういった意味では、本当に生活保護を受けないで頑張っている人たちのほうが、という感じはしますけれども。

○石澤委員

今、話しているのは、要は生活保護云々でなくて、住宅がない人たちが、住宅で困っている人たちをどう救済するかというようなところでの論点ですけれども。福江さん、いいですか、そのところまで詰めなくて。あなたの質問で私がこんなに責められていて、ちょっとわからないかもしれないけれども。

○福江委員

ちょっと私自身が、なぜこういう質問をさせていただいたかといいますと、公立高校にちょっと教えにいったことがあるんですけれども、そのときの先生から、公立高校の生徒の状況を聞いたんですね。なかなか授業料も払えないようなやっぱり生徒がいたり、そのためにアルバイトをしている生徒がいるというようなことを聞きました。何人かそういう子がいて、特に御代田から来ている子がちょっと多いような印象を受けましたので、こういう質問をさせていただいたんですね。

あと、もう一つは、外国人の労働者の方たちも多いということで、そういう方たちに門戸を開かれてというか、こういう県営住宅が使えるのかどうかということで、まず最初の質問があったわけです。

○福田委員長

ちょっとよろしいですか、それについて。この辺は住宅部署で話し合う話ではなくて、多分、福祉、児童関係なり、それは生活保護をやっているところがあって、そこで議論いただいて住宅ではどうなっているかと。この委員会で生活保護をどうフォローするかということではできないので、議論はちょっとずれてしまうので。

○石澤委員

いや、低所得者の、この公営住宅を必要とする人たちがどのぐらいの比率なのかということ、数値がないので、その代替数値として生活保護世帯の比率を見てみました。

○福田委員長

資料としてですね。ただ、その辺の資料は、議論だということで、一回、今度提言をたたき台にしますけれども、議論は続きますので、次回にその辺を出していただければ、比率としてですね、だと思います。

○石澤委員

ついでに言うと、私、ちょっと県の住宅のほうをちょっと見ていると、だんだん県営住宅が縮小傾向にあるんですね、最近。

○建設部 中村住宅課長

それは世帯数とか人口が減っておりますので、結果的にはやっぱり減らしていく、先ほど市長さんがおっしゃったように、市町村もそうだと思います。人口が増えていくとか、世帯数も増えていくのであれば、そこに見合った形のやっぱり入居とかそういうのが必要ですけども、世帯が少なくなっている以上は、やっぱり今後は当然縮小になると、どんな事業もそうだと思うんですけども。

○石澤委員

右肩下がりの時代ですから、全体的に縮小というのはわかります。それと、公営住宅の費用対効果の問題なんかは、充足率ということも考えなければいけない、これも十分わかります。

ただ、やはり公営住宅というのはセーフティネットの一つであることは間違いないですね。

○建設部 中村住宅課長

そうですね。

○石澤委員

だから、全体の比率が下がっているから、それと同じ比率で縮小していったいかどうかというものをやっぱりどこかでやるべきだろうと。そのところ

を考えなければならぬだろうと思っているものだから、そういう意味で、この所得ですか、そのこのところの論議を私は同意したので、今、質問の中に加えさせてもらったんですけれども。

○建設部 中村住宅課長

石澤先生おっしゃっているように、所得階層というのはちょっと、うちのほうは受付の段階で所得階層はわかりますけれども、全体のはちょっととれませんので、今、おっしゃったような、生活保護世帯の割合みたいなものは、もしかしたら各部門に問い合わせれば出ると思いますので、次回、ちょっと用意させるような形でお願いしたいと思います。

○芹澤委員

例えば具体的にここの例を挙げると、生活保護率はうんと高いんですよ。保護率は比較的、県下では19市のうちの上から3番目ぐらいだと思います。松本市も結構いると思います。それで、公営住宅、県営と市営住宅も多いんですね、だからと言って、このままでいくと、低所得者だけが住みやすい町という単なる、それはいい悪いは別ですよ。そういうことが果たして政策的にいいか。

市の財政状況、そういう中で、だから生活保護世帯云々で住宅政策をやるというのはまた別で、セーフティネットで、お金がない、福祉施策で補うものもあっていいから、生活保護世帯と住宅政策を一緒にする、同レベルで判断するというのはぼくは間違いだと思う。全体の生活安全ネット、セーフティネットで見るといいんじゃないかと、こう思います。

○福田委員長

6-6であります。これ住宅とか流域下水道は毎年、いろいろな地域でかなり出てきているんです。そういったときに、単体の事業ごとにあつたので、県の福祉としての住宅政策はどうなっているんだということで、これ6-6はこれ毎回出てくるんですね。

私の印象としてありますのは、県が考える上で、例えばリーマン・ショックが起きたときに、地方経済が打撃を受け、本当に住めなくなった。収入がなくなったときに、長野県はいち早く空き家を市から集めて提供したりとかの対策をやった。ここに書いてありますように、セーフティネットの意味ですが、その緊急のときの早かったことをすごく評価をしたわけです。

例えば今回、出ている平和台団地なんですけれども、町営住宅の空き家は10%あります。そういったことも説明があつたんですけれども、町と調整した上で、町のほうで10%の空き家があるので県が中止と。これでいいのではないかと、

私は個人的にいいと思うんですけども。委員会の結論として言っているわけではありませんが、私はそこでいいと評価しているわけです。

今回、このアルプス団地のほうで一番気になるのは、むしろ、今、こういった集合住宅になった場合、福祉とか介護とか、防災とか防犯といったときに、単身が増えてきたり、高齢化があつたりの問題があつて、いかに団地コミュニティをつくってしっかりしていくかが大切です。自治会の方、町会ですね。今までのような祭りのための自治会、町会でなくなっていく。

そうしたときに、6-3を見ていただきたいんですが、この団地は私有地をはさみます。そしてここの分譲が進んでいる。だけど、エリアとしては自治会なり町会なりという形で、しっかり防犯なり防災なりを地区でやっていかなければいけない。でも、私有地の方は私有だけで分譲したんだからということで固まってしまって、公共団地と自治組織を分けてしまうとすると、これはいけないことだと思うんですね。

いかに私有地と公有地との境界のないルールといいますか、自治会ルール、体制をとれるか組織化できるかと。私は、むしろ低所得者云々よりも、自治会を組織化することの重要性、それができないんだつたら、公的介入も必要かなと思つているんですが。その辺、いかがでしょうか。

○建設部 中村住宅課長

確かに委員長さんのおっしゃるように、私有地があつたり、ここの下のほうに市営住宅もございます。それで、用途廃止の右のほうに分譲住宅もありまして、それであと集会所があるわけですね。集会所もこの区分として、全体で今度、今、一緒に考えておりますので、そういう中ではやっぱりコミュニティが図られるような対策は、当然していかなくてはいけないというふうには考えております。

○福田委員長

具体的な動きはないけれども、今後やっていくということですね。それは事業の効果にかかわる。

○建設部 中村住宅課長

そうですね、市とも協力しながら、やっぱり一緒に集会所は、単独で建てるのではなくて、集会所もそういう分譲、区として考えたような集会所も建てていこうという、今、計画もございます。

○石澤委員

先ほどちょっと混乱したので、整理し直して。一つの指標として生活保護世帯を使ったらいいんじゃないかということで、私は言っただけであって、生活保護世帯の救済としての公営住宅ということを行っているわけではないんです。そこだけ誤解しないでください、お願いします。

今の、委員長の言われた行政のほう、住民組織のほうにどのぐらい介入ができるかということで、今やりますと言われたけれども、やれますか、大丈夫ですか。

○建設部 中村住宅課長

具体的に、やっぱり集会所も古くなってきておまして、確かに区の、それは公民館といたり、うちの県営住宅、市営住宅は集会所と言うわけですけども。そういう中では一体的に、これから建設するときも、やっぱり効率よく使うのがやっぱりこれからの時代であるということで、県営住宅だけ開発するので、そこへ集会所を建てるのではなくて、やっぱり近くにそういうコミュニティの場所の公民館があるのであれば、そういう活用していくべきだという、うちのほうは考えております。

○福田委員長

そのほかの意見とかも聞いたり、分譲の方であらかじめちょっと聞いてみたいということですね。

○石澤委員

ハードの共用ではなくて、それだけ、要は問題は人の問題であって、その区として合体できるかどうか、これは非常に大事だと思うんですね。多分、現状においても、県営住宅と市営住宅の区は別々じゃないですか。一緒になっていますか。

○建設部 中村住宅課長

今は一緒になっています。集会所も。

○石澤委員

民有地のほうはどうなんですか。

○建設部 中村住宅課長

民有地も、市のところにあるものを使って、今、公民館という位置づけをしております。

○石澤委員

区組織ですか。

○建設部 中村住宅課長

区組織です。

○石澤委員

同じ組織になっているんですか、そうですか。

○原委員

ちょっといいですか。アルプスで見たんですが、そのときに質問して、いつかかるんですか言ったら、予算がつかないからという話があって、どうもおっしゃったというようにとれたんですけれども。今の話よりも、まずその、一旦住民をどこか他へ移すということが決まっているんでしょ。

○建設部 中村住宅課長

そうですね、図面・・・

○原委員

それで、1年、2年、こうやって日が過ぎていくこと自体・・・

○建設部 中村住宅課長

これから少し空きのところへ移して行って、そこに空き地を・・・

○原委員

いえ、そうじゃなくて、今度、つくるほうは。もうほとんど要らないんですね。

○建設部 中村住宅課長

ちょっと、こう一つ一つが点在しておりますけれども。

○原委員

だから、建てるほうが、皆さん返事がしづらいでしょうけれども、そういうのを早く早期に示さないと、もうこれ今度、存続とかという、建築も、これもっと大事ですよ。その辺を示さないと、先送り先送りでいってしまうと、これもならないと思って、住宅政策として。

その辺を、ここまでとか何とかというものを、県全体というか、全体を示してあげないといけないんじゃないですか、そういうふう感じたんですけども。

○建設部 中村住宅課長

予算要求を早めに立てられるような要求もしておりますけれども、それ、住民説明会もそれに基づいて早急にやっていきたいと思っています。

○福田委員長

一旦ベースの部分だけ。

○原委員

それはやっぱり示さないと、ちょっと5階に住んでいると・・・

○福田委員長

進捗率が24.4%という中で、あと完成までに10年もかかるという。そうですね。事業の早期実現が先で、自治会の議論の話ではないですね。

ほかにございますか。

○石澤委員

本当に今日は黙っていようと思ったんですけども、最後の最後に。これからの県営住宅のあり方なんです。このアルプス団地に関してだけ、行って確認してわかったのは、田沢駅までそんなに遠くはない、何とか歩けば行けるような距離だということはわかったんですけども。

これから、いろいろなところで県営住宅を今度、集約する動きが出てくると思うんですね。その場合なんです、できるだけ公共交通の利便性の高いところに集約するような方向でお願いしたいと思っています。

○建設部 中村住宅課長

わかりました。

○福田委員長

よろしいですか、ほかにございませんか。

ということで、ないようですので、委員会としての結論なんですけれども、アルプス団地については、規模縮小ということも考えながら「計画変更」。むしろ、早く事業を進めなければというのがあります。一応、そういう形よろし

いですか。

○出席者一同
異議なし

○福田委員長

はい、そして、もう一つの団地のほうですけれども、平和台団地は「中止」と。町との調整なり、町の空き家の状況とかを見ながら中止ということで、よろしいですか。

○出席者一同
異議なし。

○福田委員長

わかりました。これで今年の7つの事業、いろいろなご意見がまた伺ったんですけれども、終わりました。

(4) その他

○福田委員長

今後の作業としまして、どなたか一緒にまとめていただければ助かるんですが。

私のほうで、叩き台といいますか、事業の評価案とか、再評価案に対して委員会としてどうするかの提言を、叩き台としてまとめます。この評価の審議は11月、12月とかかるはずだったんですが、今回、今日で終わってしまったので、12月は休ませていただいて、1月に提言叩き台をたたくと。12月末か1月の頭ぐらいには私のほうで叩き台を皆様のほうに送付して、ということで進めたいと思うんですけれども。そういう形よろしいですか。

○出席者一同
異議なし

○福田委員長

わかりました。ではあと事務局のほうに、ちょっとお願いいたします。

○波間技術管理室長

ありがとうございました。スケジュールの関係でございますが、今、委員長さんのほうからお話ございましたとおり、12月16日はこれは中止とさせていただきます。1月ですけれども、1月16日は日曜日ですので、16日の週ですね。その間のところで、またこれから調整をとらせていただきたいと思いますと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは1月16日の週ということの中で、今後調整をとらせていただきたいと思います。申しわけありません。17日から1週間の間で・・・もうちょっとあれですか、では2週間ぐらいをとりますか。すみません、では2週間の間ということで。それでは24日の週ということで。

○福田委員長

とりまとめについて、県のほうでは特にございますか。

○事務局

いや、1月中にまとめていただければ結構でございます。

○福田委員長

長いこと審議をありがとうございました。これで議事を終了したいと思えますけれども、何か事務局のほうに質問なりはございますか、よろしいですか。

4. 閉 会

○福田委員長

それでは、そういうことで終わりにさせていただきたいと思います。今日はどうもお疲れさまでございました。

○事務局（油井副主任専門指導員）

どうもありがとうございました。